

放送・通信分野等における公的個人認証サービス民間活用実証事業
(進捗状況報告)

平成27年1月26日

1. JPKIを活用したオンライン保険証資格確認、クレジット決済実証(山形県酒田市、鶴岡市)
【2ページ目より】
2. JPKIを活用したケーブルテレビ実証(富山県南砺市、長野県須坂市、三重県いなべ市等)
【10ページ目より】
3. JPKIを活用したワンストップサービス実証
【17ページ目より】
4. JPKIを活用したオンライン保険証資格確認、処方箋確認実証 (大分県別府市)
【25ページ目より】



1. JPKIを活用したオンライン保険証資格確認、クレジット決済実証 (山形県酒田市、鶴岡市)

1 - 1. 実証事業内容（医療機関受診時のオンライン保険証資格確認及びクレジット決済） NTT DATA

- 本実証は、医療機関を対象とした受付時における健康保険資格情報のオンライン確認と、支払時のクレジット決済に、公的個人認証サービスを適用するものです。全体概要と各主体のメリットは以下となります。

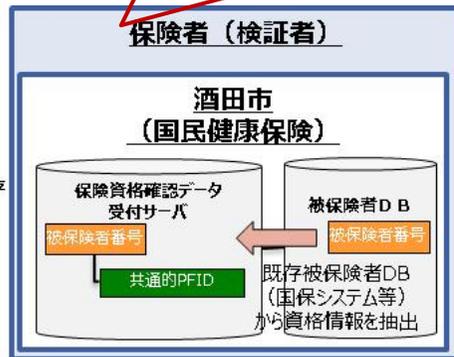
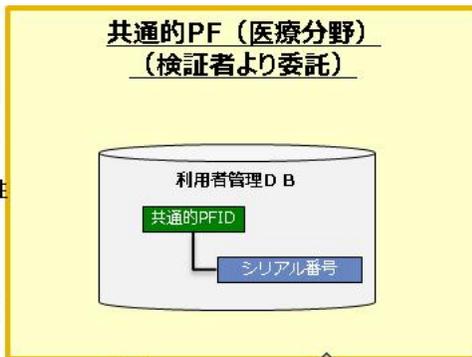
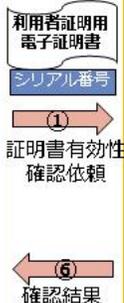
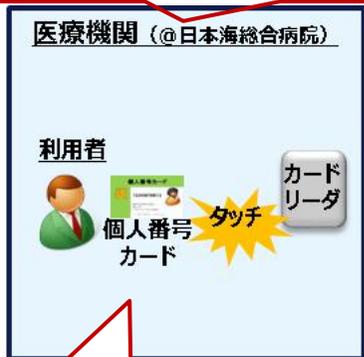
【医療機関のメリット】

- 保険証資格確認の複写等の手間が減
- 健康保険情報に変更があった場合の診療報酬請求に対する返戻事務処理が減

【保険者のメリット】

- 診療報酬請求に対する事務処理が減
(点検稼働、返戻稼働)

保険証資格確認



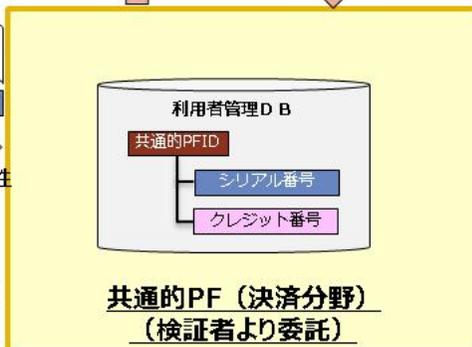
【利用者のメリット】

- 「被保険者証」と「クレジットカード」のワンカード化による利便性向上
- PINなし処理により入力負担が減

【クレジットカード会社のメリット】

- 医療分野におけるクレジット決済普及による顧客利便性向上

クレジット決済



1 - 2. オンライン保険証資格確認における実証ポイント

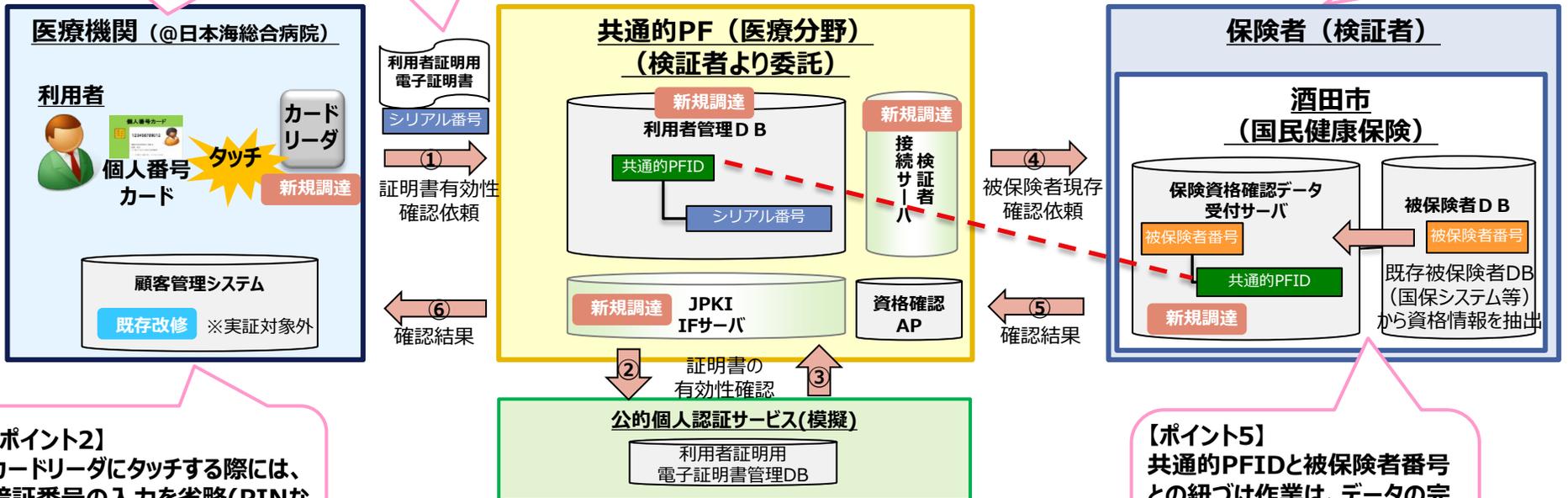
- オンラインでの保険証資格確認においては、以下のようなポイントを考慮して実証を実施します。
- また、保険者との連携においては、安全性の観点から被保険者番号を連携キーとせず、共通的PFにて払い出す共通的PFIDを用いて実施します。

【ポイント1】
個人番号カードの利用者本人にカードリーダーにタッチしていただきます（医療従事者に個人番号カードを預けない）

【ポイント3】
個人番号カードに内蔵されているシリアル番号を用いてシステム関連携を実施します（マイナンバーは流通しない）

【ポイント4】
保険資格確認情報は実データ（コピー）を用いた実験を行っており、より実務に近い環境下での検証を実施します

保険証資格確認

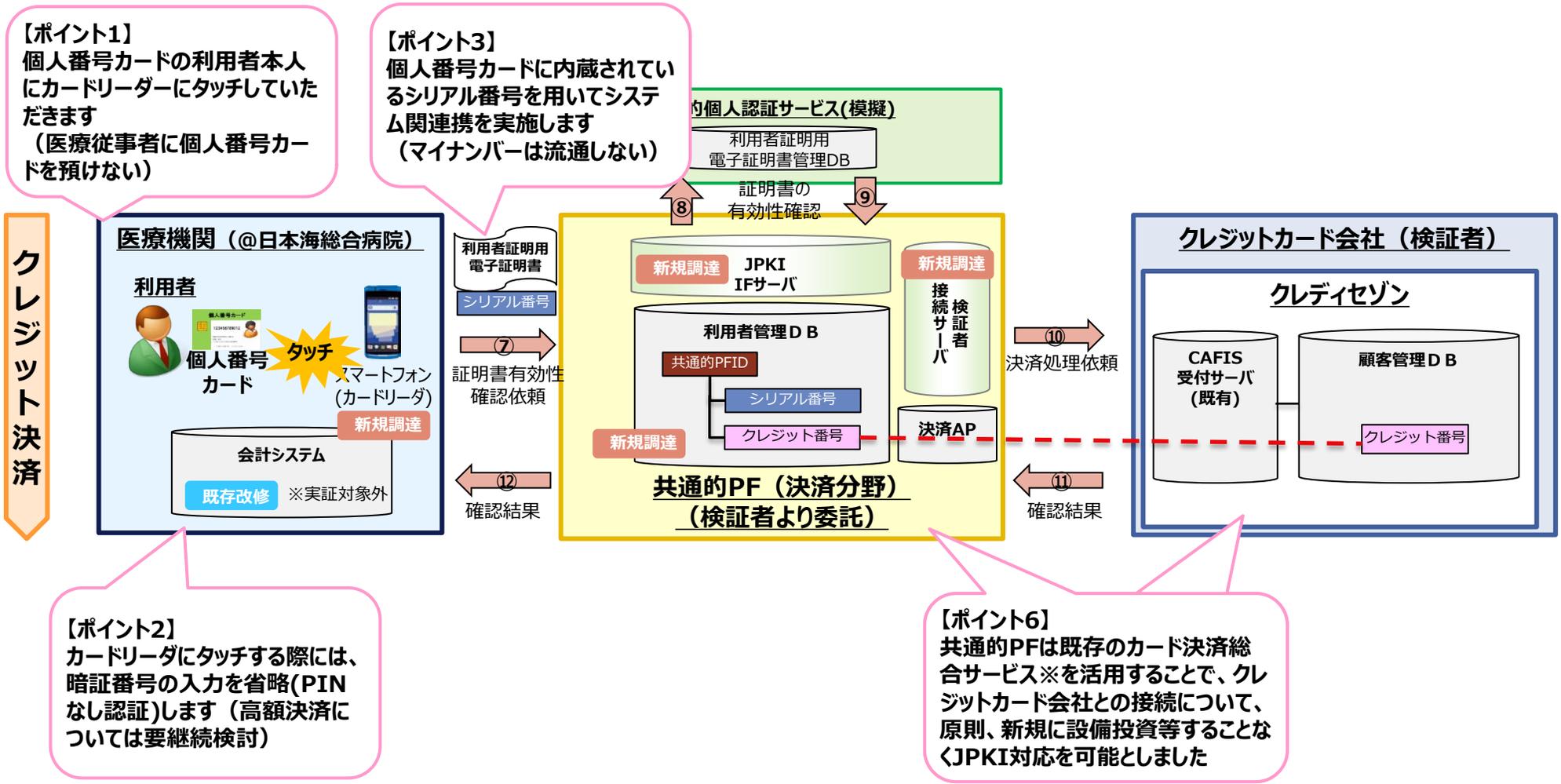


【ポイント2】
カードリーダーにタッチする際には、暗証番号の入力を省略(PINなし認証)します

【ポイント5】
共通的PFIDと被保険者番号との紐づけ作業は、データの完全性担保、責任担保の観点から保険者の作業として整理しました

1 - 3. クレジット決済における実証ポイント

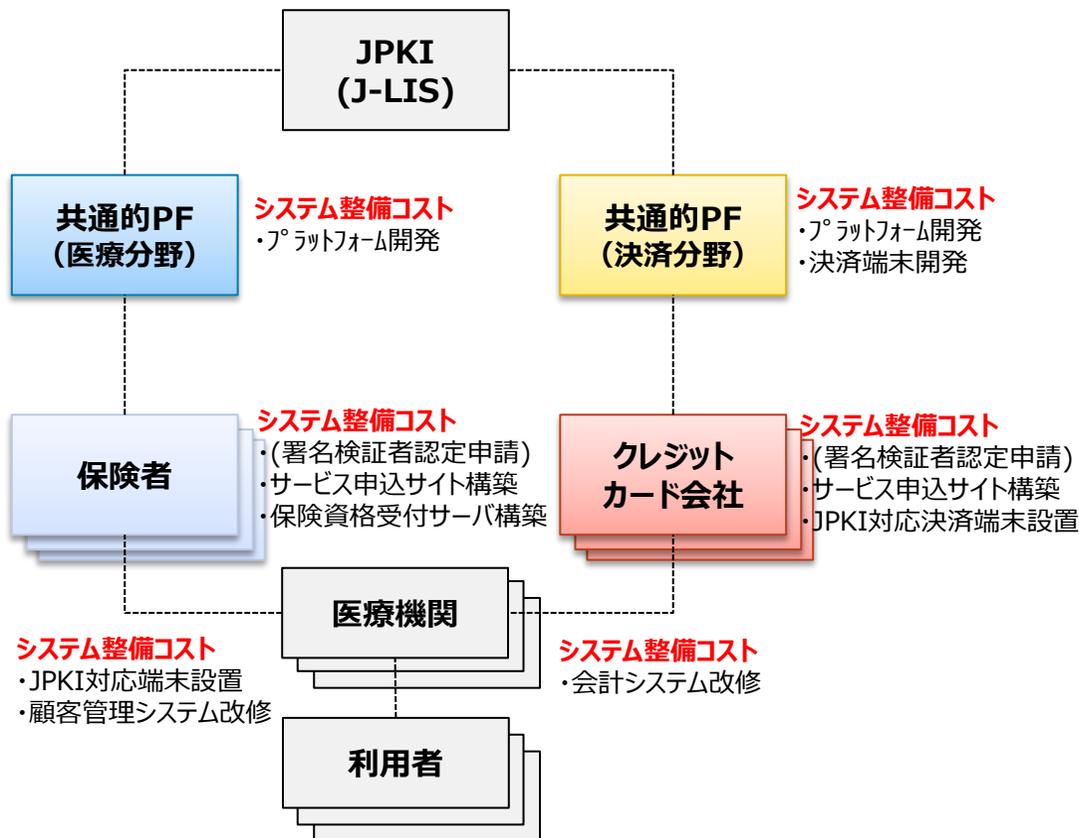
- クレジット決済においては、以下のようなポイントを考慮して実証を実施します。
- また、検証者との連携においては、既存決済サービスの仕組みに則ってクレジット番号を用いて実施します。



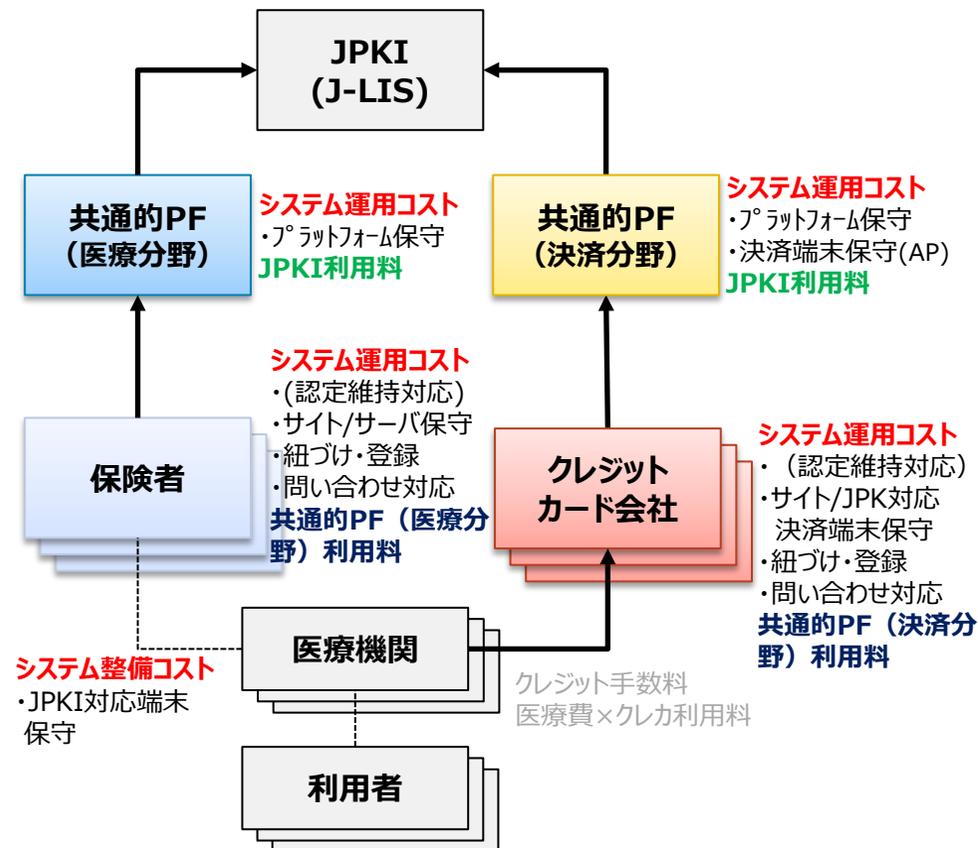
※ CAFIS(Credit And Finance Information System)
加盟店1,500社、クレジットカード会社120社、金融機関1,600社と接続するカード決済総合サービス

オンライン保険証資格確認及びクレジット決済を実現する上で発生するコストの発生主体を以下に示します。

初期コスト



定常コスト (年間)



1 - 5. コスト検討上の論点(現時点で抽出できている項目のみ記載)

コスト検討上の論点について以下に示します。

項番	コスト項目	論点	確認事項
1	システム 整備・運用 コスト	共通のPFの機能および運用	医療分野における共通のPFについては詳細な検討を進める上ではPFの担い手を決定する必要があります。
2		医療機関に設置するICカードリーダーのコスト負担	医療機関に設置するICカードリーダー（資格確認用、決済用）の購入・設置については、医療機関並びに検証者のどちらが措置すべきか等について、法律等も踏まえ決定していく必要があります。
3		PIN無し認証の実装方法	PIN無し認証の実装に必要となる受付機関の鍵管理の方法を決定する必要があります。現時点では、コスト的に優位な共通のPFによる一元的な鍵管理を想定していますが、セキュリティ制約上、署名検証者毎に秘密鍵を管理しなければならない可能性もあるため、今後議論を継続する必要があります。
4	JPKI 利用料	失効情報確認の単価	失効情報確認の単価によりJPKI利用料が変動するため今後、確認が必要です。
5		失効情報確認のリアルタイム性	失効情報確認方式については、即時確認または定期確認、双方の方式が想定されますが、検証者の業種・業務の要件により採用方式が異なる可能性があります。
6	共通のPF 利用料	共通のPF利用料の単価	JPKI利用料、共通のPFの運用費用に基づいて、利用機関が負担する共通のPF利用料を試算中ですが、今後、業務継続性の高いビジネスモデルを考慮して、利用料の単価や利用料の体系について関係者と合意形成していく必要があります。

1 - 6 . オンライン保険証資格確認を実現する上で発生する作業(案)

主体	初期作業			定常作業（年間）		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
共通のPF (医療分野)	1-1	プラットフォーム開発	保険者やJPKIと接続し、JPKIを利用したオンラインでの保険証資格確認サービスを提供する共通のPFの開発	1-2	プラットフォーム保守	共通のPFの維持管理
	-	-	-	1-3	JPKI利用料	共通のPFの事業者がJ-LISへ払うJPKIの利用料
保険者 (検証者)	-	-	-	2-4	共通のPF（医療分野）利用料	保険者が支払う共通のPFの利用料
	2-1	署名検証者認定申請	保険者が署名検証者の認定を取得するためにJ-LISに行う申請	2-5	署名検証者認定基準の維持	署名検証者としての認定基準を維持するために必要な対応（認定の更新、報告対応等）
	2-2	JPKIオンライン資格確認サービス申込サイト構築	保険者が利用者からオンライン資格確認サービスの利用者登録申請を受け付け、共通のPFと連携する機能を具備したサイトの構築	2-6	資格確認申込サイト保守	JPKIオンライン資格確認サービス申込サイトの維持管理
	2-3	保険資格確認データ受付サーバ構築	保険者が共通のPFからの保険資格依頼データを受付、資格の有無を回答する機能を持ったサーバの構築	2-7	保険資格確認データ受付サーバ保守	サーバの維持管理
	-	-	-	2-8	共通のPFIDと被保険者番号の紐づけ・登録	共通のPFが発行する共通のPFIDと被保険者番号の紐づけ登録
	-	-	-	2-9	お客様問い合わせ	JPKIを利用した保険資格確認に関する問い合わせ対応
医療機関	3-1	JPKI対応資格確認端末設置 (保険者が負担する可能性もあり)	医療機関においてオンライン保険証資格確認を実施するためのJPKI対応端末の設置	3-3	JPKI対応資格確認端末保守	端末の維持管理
	3-2	顧客管理システム改修	オンライン保険証資格確認の結果を医療機関顧客管理システムに自動反映するための改修	3-4	顧客管理システム改修保守	オンライン保険証資格確認の結果を医療機関顧客管理システムに自動反映するために改修した部分の維持管理
利用者	4-1	利用者登録申請	利用者がオンラインでの保険証資格確認サービスを利用するために行う申請	-	-	-

1-7. クレジット決済を実現する上で発生する作業(案)

主体	初期作業			定常作業 (年間)		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
共通のPF (決済分野)	1-1	プラットフォーム開発	クレジット会社やJPKIと接続し、JPKIを利用したクレジット決済をサービス提供する共通のPFの開発	1-3	プラットフォーム保守	共通のPFの維持管理
	1-2	決済端末開発 (スマートフォン)	JPKIを利用したクレジット決済サービスを実施するためのJPKI対応決済端末の開発	1-4	決済端末保守 (アプリケーション)	決済端末のアプリケーションの維持管理
	-	-	-	1-5	JPKI利用料	共通のPFの事業者がJ-LISへ払うJPKIの利用料
クレジット カード会社 (検証者)	-	-	-	2-4	共通のPF (決済分野) 利用料	クレジットカード会社が共通のPFへ支払う利用料
	2-1	署名検証者認定 申請	クレジットカード会社が署名検証者の認定を取得するためにJ-LISに行う申請	2-5	署名検証者認定基準 の維持	署名検証者としての認定基準を維持するのに必要な対応 (認定の更新、報告対応等)
	2-2	JPKI決済サービス 申込サイト構築	クレジットカード会社が利用者からJPKIを利用したクレジット決済サービスの利用者登録申請を受け付け、共通のPFと連携する機能を具備したサイトの構築	2-6	決済サービス申込サイト 保守	決済サービス申込サイトの維持管理
	2-3	JPKI対応決済端末 設置 (医療機関が負担する可能性もあり)	JPKIを利用したクレジット決済サービスを実施するためのJPKI対応決済端末の設置	2-7	JPKI対応決済端末保 守	JPKI対応決済端末の維持管理
	-	-	-	2-8	共通のPFIDとクレカ 番号の紐づけ・登録	共通のPFが発行する共通のPFIDとクレジット番号との紐づけ登録
	-	-	-	2-9	お客様問い合わせ	JPKIを利用したクレジットカード決済サービスに関する問い合わせ対応
医療機関	3-1	会計システム改修	JPKIを利用したクレジット決済結果を医療機関会計管理システムに自動反映するための改修	3-2	会計システム改修保守	JPKIを利用したクレジット決済結果を医療機関会計管理システムに自動反映するために改修した部分の維持管理
利用者	4-1	利用者登録申請	利用者がJPKIを利用したクレジット決済サービスを利用するために行う申請	-	-	-

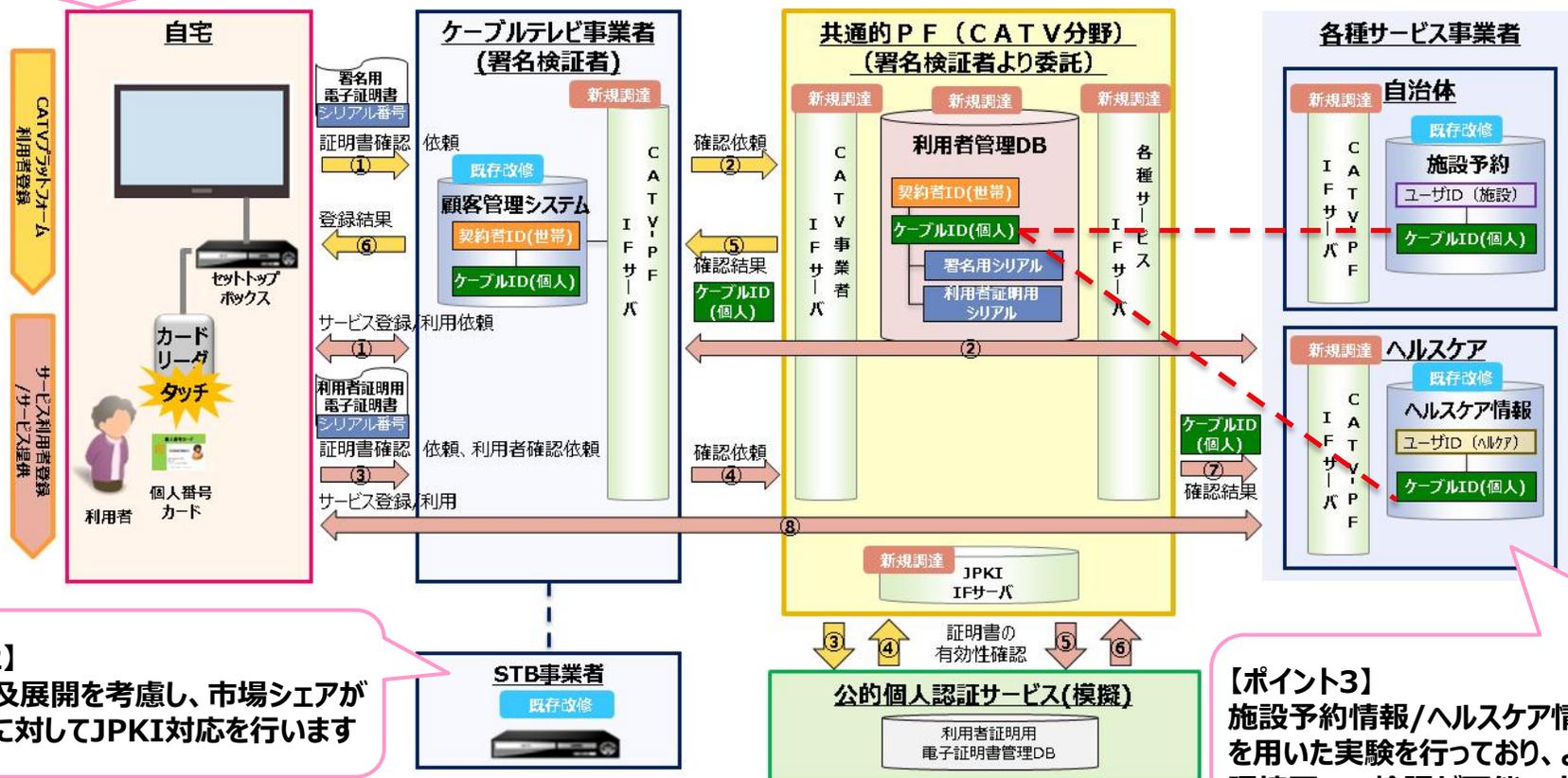


2. JPKIを活用したケーブルテレビ実証 (富山県南砺市、長野県須坂市、三重県いなべ市等)

- 共通的PF (CATV分野) を利用した各種サービス提供においては、以下のようなポイントを考慮して実証を実施します。
- また、サービス提供時には、JPKI利用登録時に生成したケーブルIDを用いてユーザを識別します。

【ポイント1】

利用者に配慮し、登録手続きについてはCATV事業者が支援を行います



【ポイント2】

今後の普及展開を考慮し、市場シェアが高いSTBに対してJPKI対応を行います

【ポイント3】

施設予約情報/ヘルスケア情報は実データを用いた実験を行っており、より実務に近い環境下での検証が可能です

• 共通のPF（CATV分野）を利用した各種サービス提供を実現する上で発生するコストの発生主体を以下に示します。

初期コスト

定常コスト（年間）

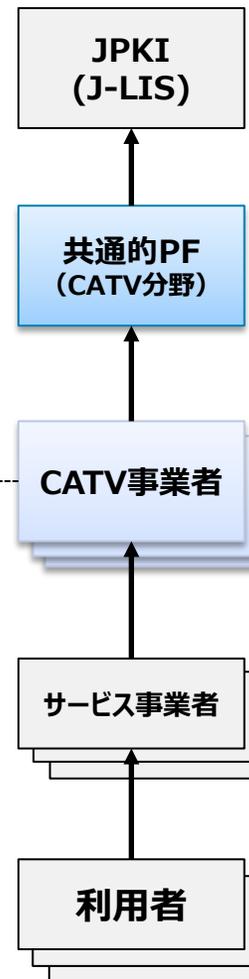


STBメーカー
システム整備コスト
・STBに対するJPKI対応

サービス事業者
システム整備コスト
・サービス改修

CATV事業者
システム整備コスト
・(署名検証者認定申請)
・申込みサイト構築
・顧客管理システム改修
・ICカードリーダーライター設置・調達

共通のPF (CATV分野)
システム整備コスト
・プラットフォーム開発



STBメーカー
システム整備コスト
・JPKI対応STB保守

サービス事業者
システム運用コスト
・紐付け・登録費

CATV事業者
システム運用コスト
・(認定維持対応)
・サイト保守
・紐付け・登録費
・問い合わせ対応
共通のPF (CATV分野) 利用料

共通のPF (CATV分野)
システム運用コスト
・プラットフォーム保守
JPKI利用料

2-4. コスト検討上の論点(現時点で抽出できている項目のみ記載)

コスト検討上の論点について以下に示します。

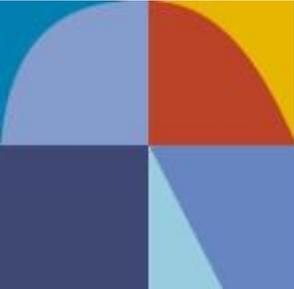
項番	コスト項目	論点	確認事項
1	システム 整備・運用 コスト	CATV事業者の規模ごとの初期・運用費用	CATV事業者は個社毎に異なる顧客管理の仕組みを保持していたり、規模等も異なることからシステム整備コストの見積もりは一定の前提条件をおいて試算する必要があります。
2		個人番号カードの読み取りデバイス及びデバイスの設置・撤去等	STBに外付けカードリーダーを設置するモデルにて実証を実施しますが、早期のサービス開始を考慮し、スマートフォン等にて個人番号カードを読込ませ、STBへ通信する等のモデルが考えられます。 また、デバイス設置にかかるコストについても据付済STBに対するファームアップ作業を想定していますが、新規STB設置等が必要となることも考慮する必要があります。
3		PIN無し認証の実装方法	PIN無し認証の実装に必要となる受付機関の鍵管理の方法を決定する必要があります。現時点では、コスト的に優位な共通的PFによる一元的な鍵管理を想定していますが、セキュリティ制約上、署名検証者毎に秘密鍵を管理しなければならない可能性もあるため、今後議論を継続する必要があります。
4	JPKI 利用料	失効情報確認の単価	失効情報確認の単価によりJPKI利用料が変動するため今後、確認が必要です。
5		失効情報確認のリアルタイム性	失効情報確認方式については、即時確認または定期確認、双方の方式が想定されますが、検証者の業種・業務の要件により採用方式が異なる可能性があります。
6	共通的PF 利用料	共通的PF利用料の負担の在り方	共通的PF利用料については、CATV事業者のみが支払うものとして試算しますが、サービス事業者等との費用分担等について、継続的な検討が必要です。
7		共通的PF利用料の単価	JPKI利用料、共通的PFの運用費用に基づいて、利用機関が負担する共通的PF利用料を試算中ですが、今後、業務継続性の高いビジネスモデルを考慮して、利用料の単価や利用料の体系について関係者と合意形成していく必要があります。

2-5. 共通のPF(CATV分野)を利用した各種サービス提供にて発生する作業 (1/2) (案) NTT DATA

主体	初期作業			定常作業(年間)		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
共通のPF (CATV分野)	1-1	プラットフォーム開発	CATV事業者がJPKIと接続し、JPKIを利用した各種サービスを提供するための共通のPFの開発	1-2	プラットフォーム保守	共通のPFの維持管理
	-	-	-	1-3	JPKI利用料	共通のPFの事業者がJ-LISへ払うJPKIの利用料
CATV事業者 (検証者)	-	-	-	2-5	共通のPF(CATV分野)利用料	CATV事業者が支払う共通のPFの利用料
	2-1	署名検証者認定申請	CATV事業者が署名検証者の認定を取得するためにJ-LISに行う申請	2-6	署名検証者認定基準の維持	署名検証者としての認定基準を維持するのに必要な対応(認定の更新、報告対応等)
	2-2	JPKIを利用した各種サービス申込サイト構築	CATV事業者が利用者から各種サービスの利用者登録申請を受け付け、共通のPFと連携する機能を具備したサイトの構築	2-7	JPKIを利用した各種サービス申込サイト保守	JPKIを利用した各種サービス申込サイトの維持管理
	2-3	顧客管理システム改修	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルIDをCATV事業者の顧客管理システムに登録するための機能改修 各種サービス事業者から利用結果等を受領・登録するための機能改修 	2-8	顧客管理システム保守	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルIDの顧客管理システム登録に関する維持管理 各種サービス利用結果等の受領・登録に関する維持管理
	2-4	既設のSTBに対するJPKI対応	<ul style="list-style-type: none"> CATV事業者がSTBをJPKI対応させるべくファームウェアのアップデートを実施 STBに個人番号カードを読み込ませるICカードリーダーライターの設置 	-	-	-
				-	-	-
-	-	-	-	2-10	お客様問い合わせ	JPKIを利用した各種サービスに関する問い合わせ対応

2-5. 共通的PF(CATV分野)を利用した各種サービス提供にて発生する作業 (2/2) (案) NTT DATA

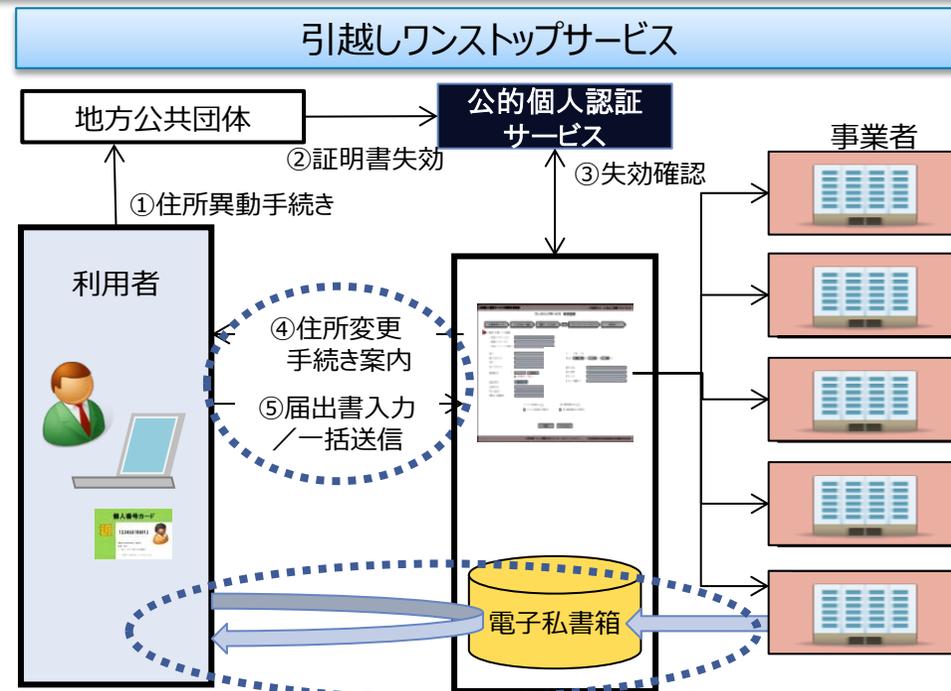
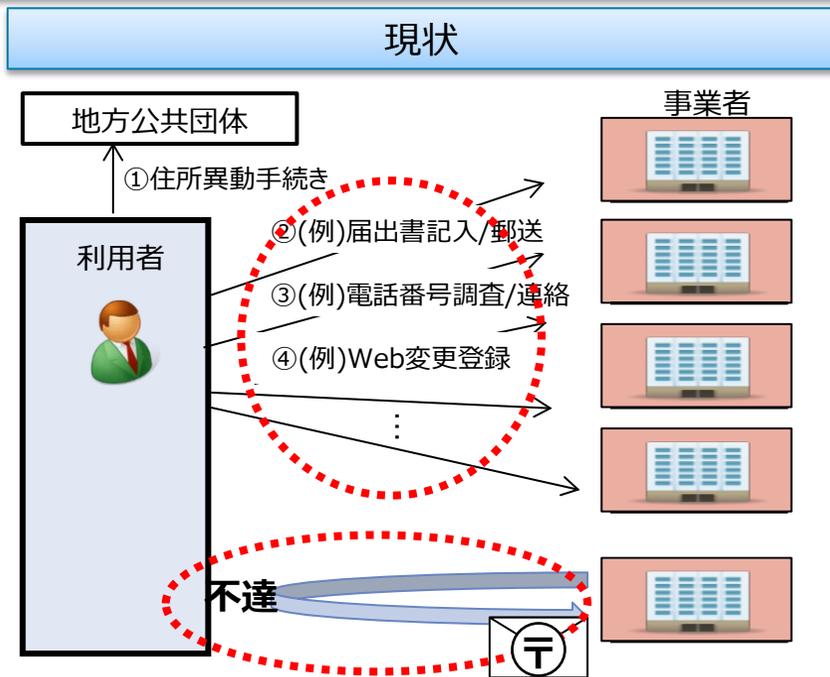
主体	初期作業			定常作業 (年間)		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
サービス事業者	3-1	サービスの改修	サービス事業者が共通のPFやCATV事業者を通じて各種サービス提供を実施するために行う、サービス提供内容の改修	3-2	サービスの保守	サービス事業者が共通のPFやCATV事業者を通じて各種サービス提供を実施するために行う、サービス提供内容に対して改修した部分の維持管理
利用者	4-1	利用者登録申請	利用者がCATV事業者を通じて各種サービスを利用するために行う申請	-	-	
STBメーカー	5-1	JPKI対応STB開発	JPKIを利用した各種サービスを提供するためのJPKI対応STBの開発	5-2	JPKI対応STB保守	JPKI対応STB端末の維持管理



3. JPKIを活用したワンストップサービス実証

3-1. 引越しワンストップサービスのメリット

- 利用者および事業者の立場から見た、引越しが発生した際における、現状と引越しワンストップサービスとの比較、およびメリット（効果）について、以下に記載します。



(凡例) ● 問題点 ● メリット

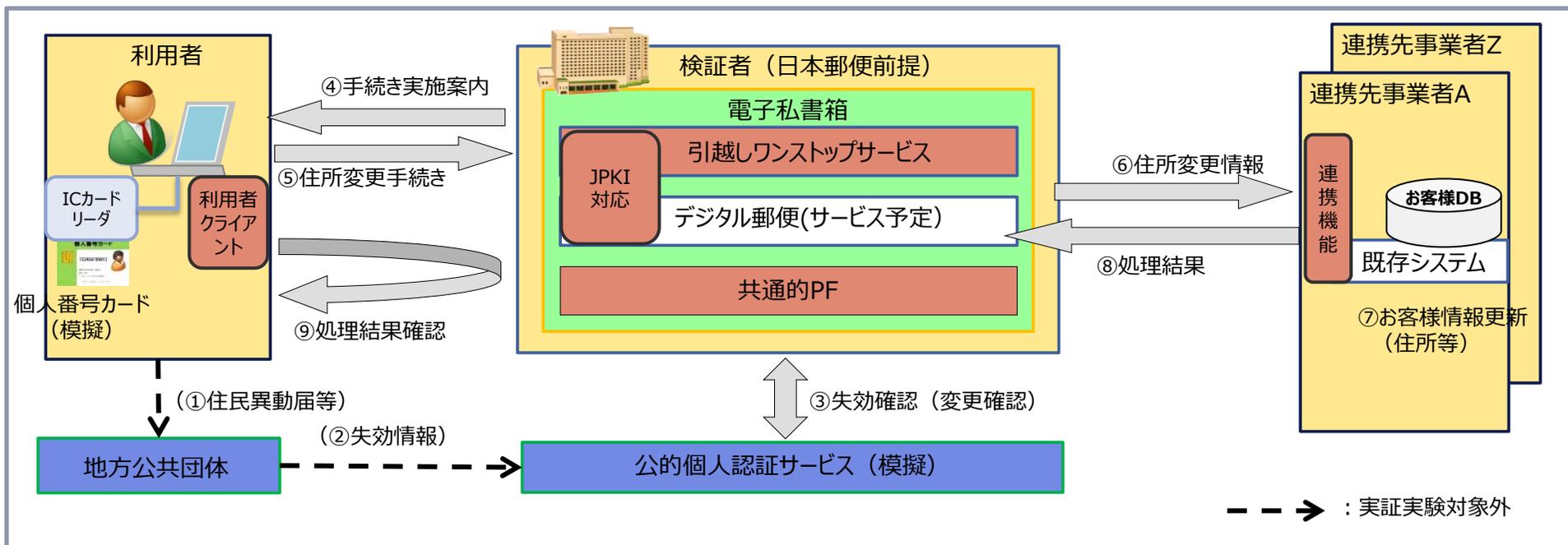
【現状の問題点】

- | | |
|-----|---|
| 利用者 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者分の住所変更手続きが必要になるため、手間がかかる（手続き手段も複数あり） 住所変更手続きを忘却する可能性がある 変更手続きを行わなかった場合、事業者からの送付物が受取れない |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者が住所変更手続きを行っていない場合、利用者宛の送付物が返戻されてしまう（届けられない） 住所の追跡調査や住所変更届の提出依頼、再送などの作業が発生する |

【メリット（効果）】

- | | |
|-----|---|
| 利用者 | <ul style="list-style-type: none"> 1度の処理で複数の企業に届け出ることができるため、住所変更に係る手間を削減できる 住所変更手続き案内の通知により、手続き漏れを防止できる 事業者からの各種情報を確実に受取れる |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 返戻がなくなるため、住所の追跡調査や住所変更届の提出依頼、再送などの作業やコストを軽減できる |

- 本実証は、日本郵便が公的個人認証サービスの**変更確認機能**を活用して利用者に対して他のサービス提供に係る住所変更の手続きを促し、連携先事業者あてに利用者がワンストップで住所変更手続きを行えるようにするものです。

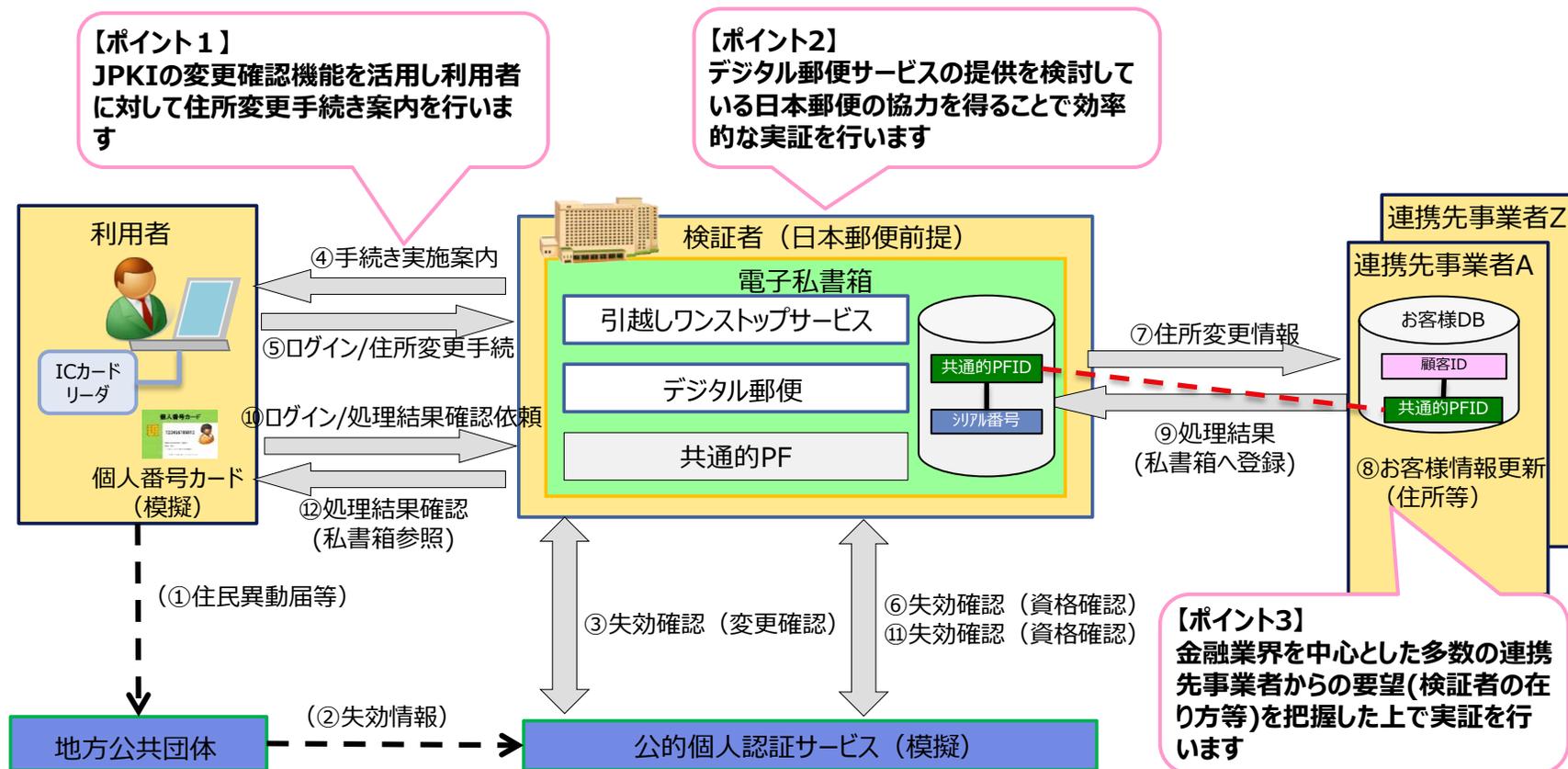


【前提】

- 日本郵便が検証者として、共通的PFの機能を内包し、サービスの提供を検討しているデジタル郵便サービスの機能拡張と引越しワンストップサービスを組み合わせることを前提としています。
- 連携先事業者は、それぞれで、電子私書箱と連携するための連携機能を準備することを前提としています。
- PC利用を前提とし、JPKIを利用するための汎用的な利用者クライアント等の準備を行うこととしています。

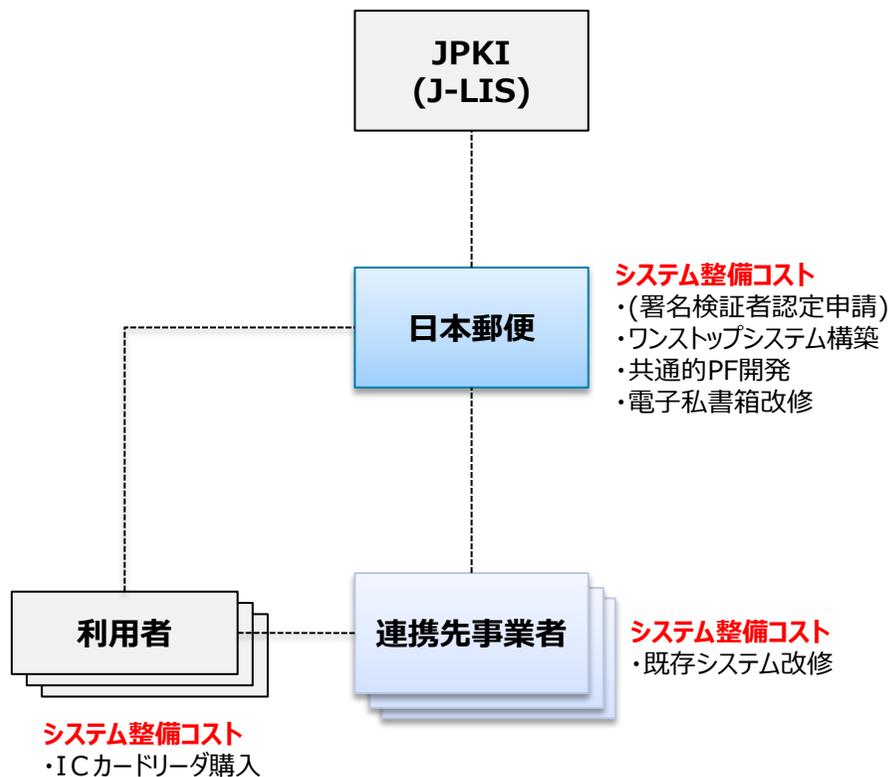
3-3. 電子私書箱を活用した手続きワンストップ化の実証ポイント

- 電子私書箱を活用した手続きワンストップ化においては、以下のようなポイントを考慮して実証を実施します。

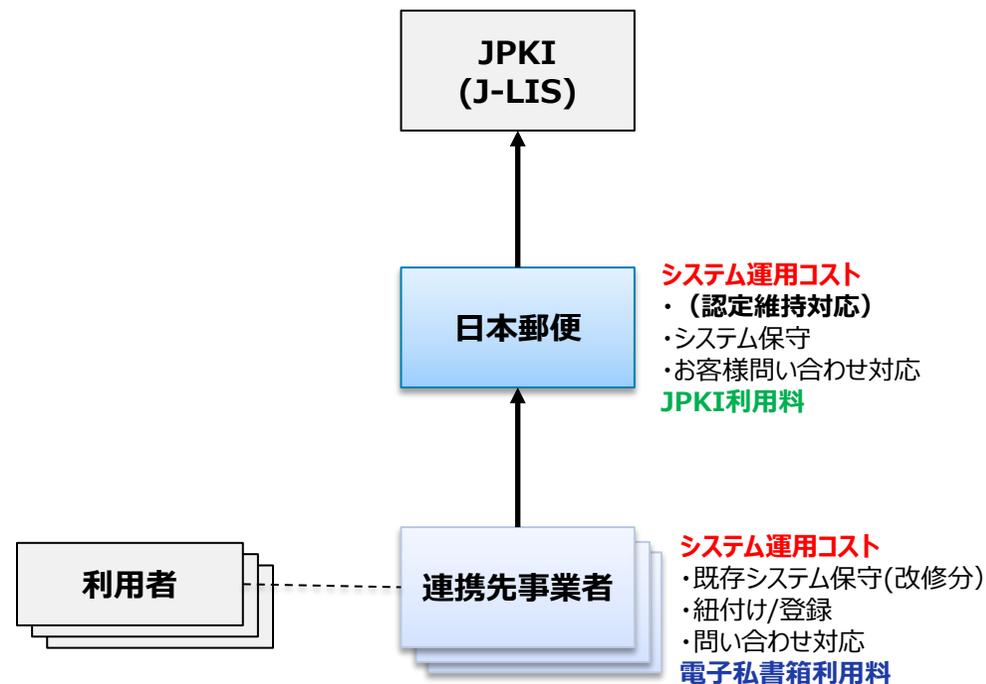


- 電子私書箱を活用した手続きワンストップ化を実現する上で発生するコストの発生主体を以下に示します。

初期コスト



定常コスト (年間)



コスト検討上の論点について以下に示します。

項番	コスト項目	論点	確認事項
1	システム 整備・運用 コスト	電子私書箱の機能及び運用	先行して提供が検討されているデジタル郵便サービスを活用した電子私書箱サービス、ワンストップサービスを提供することを想定しています。デジタル郵便、電子私書箱サービス、ワンストップサービス、共通PFの機能の切り分け等を含む整理を今後具体化していく必要があります。
2		連携先事業者の改修及び運用	連携先事業者ごとに要件（私書箱よりPUSHで送信または連携事業者からPULL（ダウンロード等）にて取得、即時または一括、連携プロトコル等）が異なるため、連携先事業者の要件に応じた連携方式の検討が必要です。
3	JPKI 利用料	失効情報確認の単価	失効情報確認の単価によりJPKI利用料が変動するため今後、確認が必要です。
4		失効情報確認のリアルタイム性	失効情報確認方式については、即時確認または定期確認、双方の方式が想定されますが、検証者の業種・業務の要件により採用方式が異なる可能性があります。
5	電子私書箱 利用料	電子私書箱利用料の単価	JPKI利用料、電子私書箱サービスの運用費用に基づいて、利用機関が負担する電子私書箱の利用料を試算中ですが、今後、業務継続性の高いビジネスモデルを考慮して、利用料の単価や利用料の体系について関係者と合意形成していく必要があります。

3-6. 電子私書箱を活用した手続きワンストップ化を実現する上で発生する作業 (1/2) (案) NTT DATA

主体	初期作業			定常作業 (年間)		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
日本郵便 (検証者)	1-1	署名検証者認定申請	日本郵便が署名検証者の認定を取得するためにJ-LISを行う申請	1-5	署名検証者認定基準の維持	署名検証者としての認定基準を維持するのに必要な対応 (認定の更新、報告対応等)
	-	-	-	1-6	JPIK利用料支払い	日本郵便がJ-LISへ払うJPKIの利用料
	1-2	共通のPF開発	連携先事業者やJPKIと接続するための共通のPFの開発	1-7	共通のPF保守	共通のPFの維持管理
	1-3	ワンストップシステム開発	連携先事業者やJPKIと接続し、ワンストップサービスを提供するシステムの開発	1-8	ワンストップシステム保守	ワンストップシステムの維持管理
	1-4	電子私書箱改修	日本郵便が電子私書箱をJPKI対応させるために必要な機能 (シリアル管理等) を追加するための改修	1-9	電子私書箱保守	日本郵便が電子私書箱をJPKI対応させるために必要な機能 (シリアル管理等) を追加するために改修した部分の維持管理
	-	-	-	1-10	お客様問い合わせ	JPKIを利用したデジタル郵便、ワンストップサービスに関する問い合わせ対応

3-6. 電子私書箱を活用した手続きワンストップ化を実現する上で発生する作業 (2/2)(案) TT DATA

主体	初期作業			定常作業 (年間)		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
連携先事業者	-	-	-	2-2	電子私書箱利用料支払い	連携先事業者が日本郵便に対し電子私書箱を利用するために支払う利用料
	2-1	既存システム改修	連携先事業者が自社システムに対し、電子私書箱と連携するのに必要な機能を追加するための改修	2-3	システム保守	連携先事業者が自社システムに対し、電子私書箱と連携するのに必要な機能を追加するための改修した部分の維持管理
	-	-	-	2-4	共通的PFIDと顧客IDとの紐づけ・登録	電子私書箱が発行する共通的PFIDと顧客IDとの紐づけ登録
	-	-	-	2-5	お客様問い合わせ	JPKIを利用したワンストップサービスに関する問い合わせ対応
利用者	3-1	ICカードリーダ購入 (PCにおける申込・電子私書箱閲覧が前提)	JPKIを利用したワンストップサービスを利用するために必要なICカードリーダの購入	-	-	-
	3-2	利用者クライアント等インストール	JPKIを利用するために必要なソフトのインストール	-	-	-
	3-3	利用申込	利用者がワンストップサービスを利用するために行う申請	-	-	-



4. JPKIを活用したオンライン保険証資格確認、処方箋確認実証(大分県別府市)

4 - 1. 実証事業内容

(医療機関受診時のオンライン保険証資格確認及び処方箋情報の確認)

本実証は、医療機関を対象とした受付時における健康保険資格情報のオンライン確認と、処方箋情報の確認に、公的個人認証サービスを適用するものです。全体概要と各主体のメリットは以下となります。

【利用者のメリット】
「被保険者証」と「処方箋」の
ワンカード化による利便性向上

【保険者のメリット】
診療報酬請求に対する事務処理が減
(点検稼働、返戻稼働)

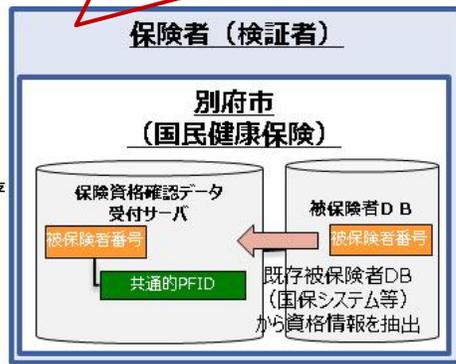
保険証資格確認



① 証明書有効性確認依頼



④ 被保険者現存確認依頼



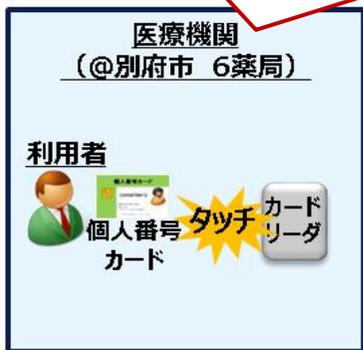
⑤ 確認結果

【医療機関のメリット】
・資格確認のための保険証複写の手間が減
・健康保険情報に変更があった場合の診療報酬請求に対する返戻事務処理が減

【医療機関のメリット】
・重複処方・調剤の防止
・個人への処方・調剤・服薬履歴の記録、参照
・処方箋発行の手間の削減

【地域医療ネット事務局のメリット】
・地域医療ネット事務局発行ICカードのコスト削減

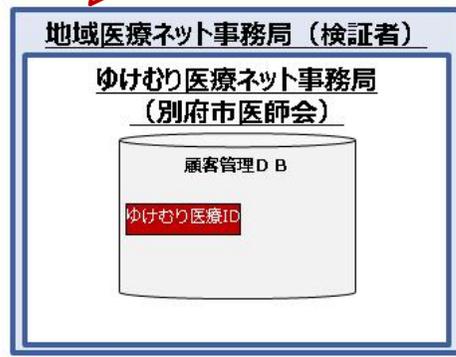
処方箋情報確認



⑦ 証明書有効性確認依頼



⑩ 処方箋情報確認依頼



⑪ 確認結果

4-2. オンライン保険証資格確認における実証ポイント

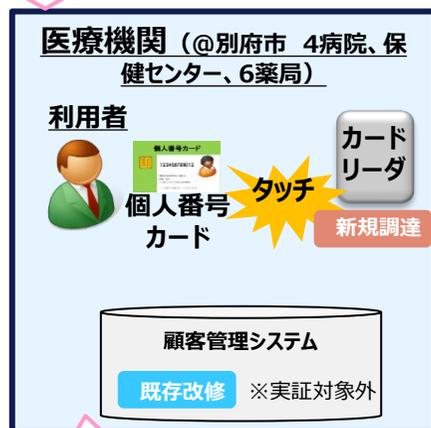
- オンライン保険証資格確認においては、以下のようなポイントを考慮して実証を実施します。
- また、保険者との連携においては、安全性の観点から被保険者番号を連携キーとせず、共通のPFにて払い出す共通のPFIDを用いて実施します。

【ポイント1】
個人番号カードの利用者本人にカードリーダーにタッチしていただきます
(医療従事者に個人番号カードを預けない)

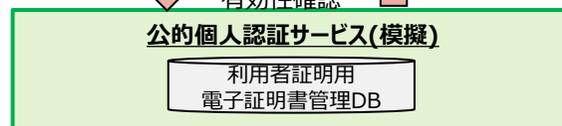
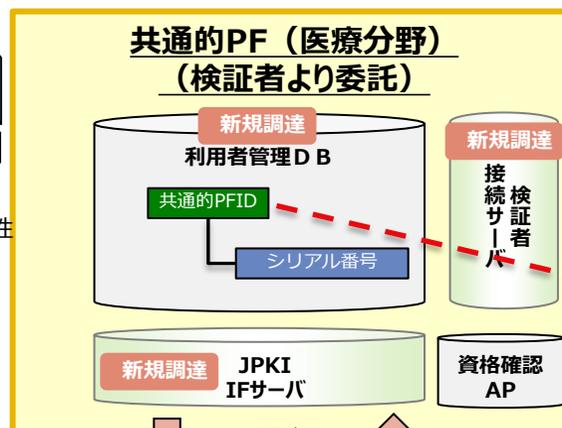
【ポイント3】
個人番号カードに内蔵されているシリアル番号を用いてシステム連携を実施します
(マイナンバーは流通しない)

【ポイント4】
保険資格確認情報は実データ(コピー)を用いた実験を行っており、より実務に近い環境下での検証を実施します

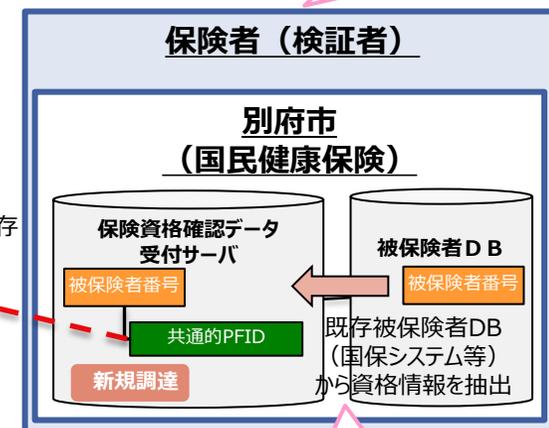
保険証資格確認



① 利用者証明用電子証明書
シリアル番号
② 証明書有効性確認依頼
③ 確認結果



④ 被保険者現存確認依頼
⑤ 確認結果

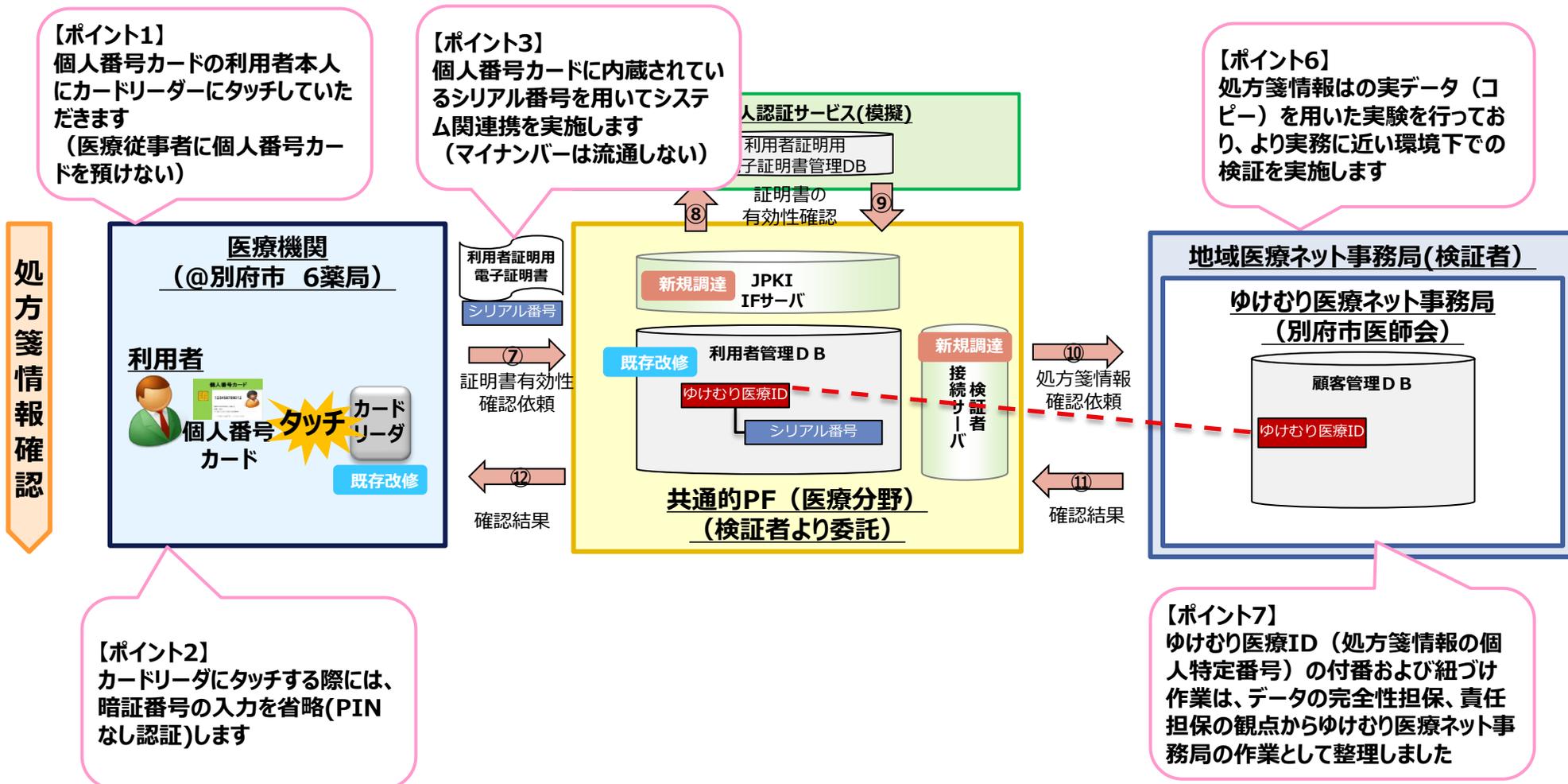


【ポイント5】
共通のPFIDと被保険者番号との紐づけ作業は、データの完全性担保、責任担保の観点から保険者の作業として整理しました

【ポイント2】
カードリーダーにタッチする際には、暗証番号の入力を省略(PINなし認証)します

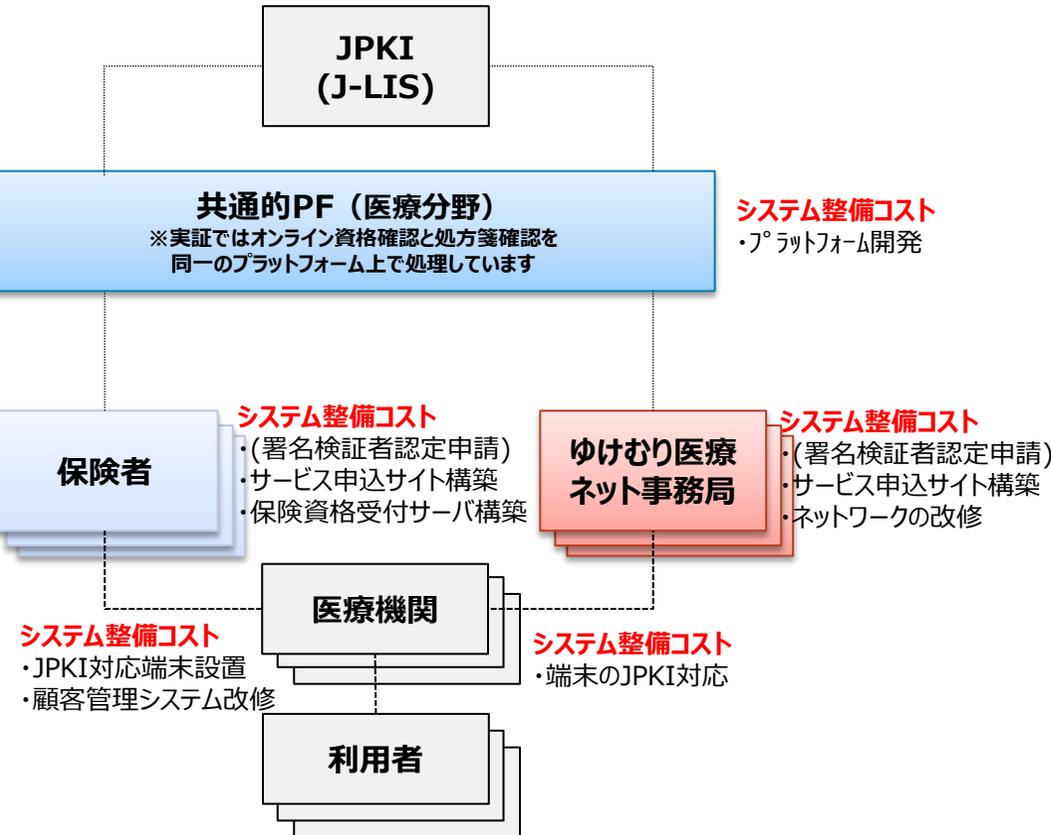
4-3. 処方箋情報の確認における実証ポイント

- 処方箋情報の確認においては、以下のようなポイントを考慮して実証を実施します。
- また、地域医療ネット事務局との連携においては、現行の処方箋システムの仕組みに則ってゆけむり医療IDを用いて実施します。

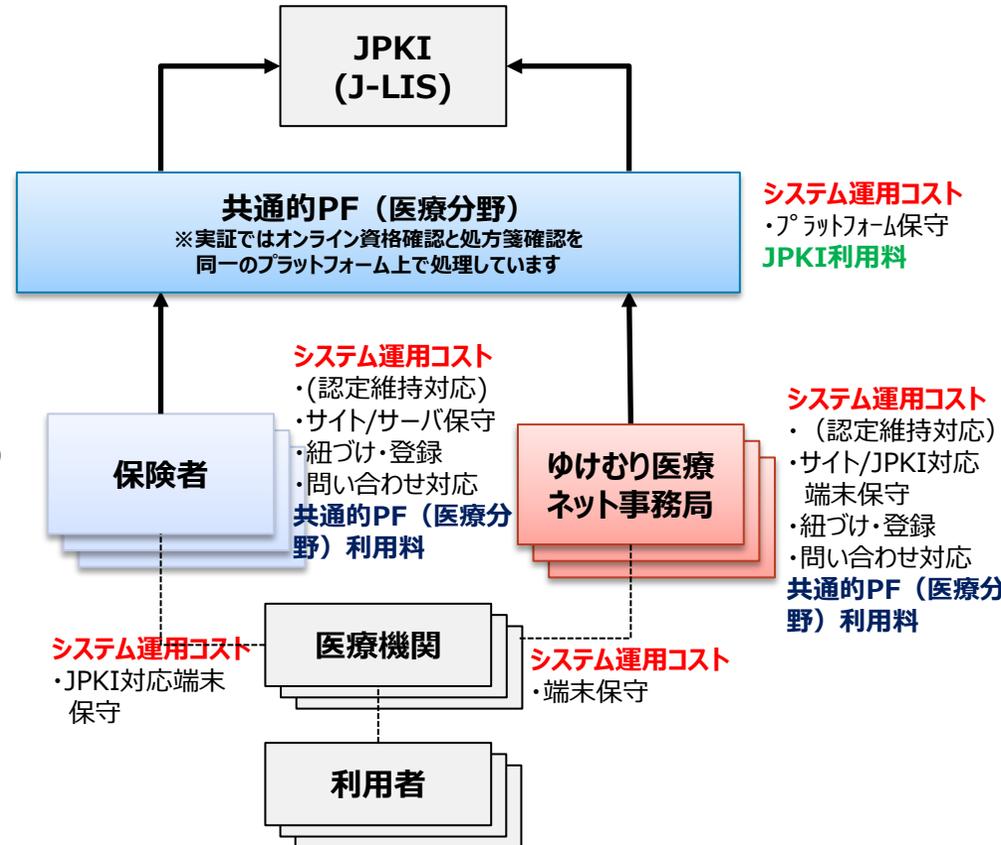


オンライン保険証資格確認及び処方箋確認を実現する上で発生するコストの発生主体を以下に示します。

初期コスト



定常コスト (年間)



4 - 5. コスト検討上の論点(現時点で抽出できている項目のみ記載)

コスト検討上の論点について以下に示します。

項番	コスト項目	論点	確認事項
1	システム 整備・運用 コスト	共通的 P F の機能および運用	医療分野における共通的 P F については詳細な検討を進める上では P F の担い手を決定する必要があります。
2		医療機関に設置する I C カードリーダーのコスト負担	医療機関に設置する IC カードリーダー (資格確認) の購入・設置については、医療機関並びに検証者のどちらが措置すべきか等について、法律等を考慮する必要があります。
3		P I N 無し認証の実装方法	PIN 無し認証の実装に必要となる受付機関の鍵管理の方法を決定する必要があります。現時点では、コスト的に優位な共通的 PF による一元的な鍵管理を想定していますが、セキュリティ制約上、署名検証者毎に秘密鍵を管理しなければならない可能性もあるため、今後議論を継続する必要があります。
4	J P K I 利用料	失効情報確認の単価	失効情報確認の単価により JPKI 利用料が変動するため今後、確認が必要です。
5		失効情報確認のリアルタイム性	失効情報確認方式については、即時確認または定期確認、双方の方式が想定されますが、検証者の業種・業務の要件により採用方式が異なる可能性があります。
6	共通的 P F 利用料	共通的 P F 利用料の単価	JPKI 利用料、共通的 PF の運用費用に基づいて、利用機関が負担する共通的 PF 利用料を試算中ですが、今後、業務継続性の高いビジネスモデルを考慮して、利用料の単価や利用料の体系について関係者と合意形成していく必要があります。

4-6. オンライン保険証資格確認を実現する上で発生する作業（案）

主体	初期作業			定常作業（年間）		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
共通のPF (医療分野)	1-1	プラットフォーム開発	保険者やJPKIと接続し、JPKIを利用したオンラインでの保険証資格確認サービスを提供する共通のPFの開発	1-2	プラットフォーム保守	共通のPFの維持管理
	-	-	-	1-3	JPKI利用料	共通のPFの事業者がJ-LISへ払うJPKIの利用料
保険者 (検証者)	-	-	-	2-4	共通のPF（医療分野）利用料	保険者が支払う共通のPFの利用料
	2-1	署名検証者認定申請	保険者が署名検証者の認定を取得するためにJ-LISに行う申請	2-5	署名検証者認定基準の維持	署名検証者としての認定基準を維持するのに必要な対応（認定の更新、報告対応等）
	2-2	JPKIオンライン資格確認サービス申込サイト構築	保険者が利用者からオンライン資格確認サービスの利用者登録申請を受け付け、共通のPFと連携する機能を具備したサイトの構築	2-6	資格確認申込サイト保守	JPKIオンライン資格確認サービス申込サイトの維持管理
	2-3	保険資格確認データ受付サーバ構築	保険者が共通のPFからの保険資格依頼データを受付、資格の有無を回答する機能を持ったサーバの構築	2-7	保険資格確認データ受付サーバ保守	サーバの維持管理
	-	-	-	2-8	共通のPFIDと被保険者番号の紐づけ・登録	共通のPFが発行する共通のPFIDと被保険者番号の紐づけ登録
	-	-	-	2-9	お客様問い合わせ	JPKIを利用した保険資格確認に関する問い合わせ対応
医療機関	3-1	JPKI対応資格確認端末設置	医療機関がオンライン保険証資格確認を実施するためのJPKI対応端末の設置	3-3	JPKI対応資格確認端末保守	端末の維持管理
	3-2	顧客管理システム改修	オンライン保険証資格確認の結果を医療機関顧客管理システムに自動反映するための改修	3-4	顧客管理システム改修	オンライン保険証資格確認の結果を医療機関顧客管理システムに自動反映するために改修した部分の維持管理
利用者	4-1	利用者登録申請	利用者がオンラインでの保険証資格サービスを利用するために行う申請	-	-	-

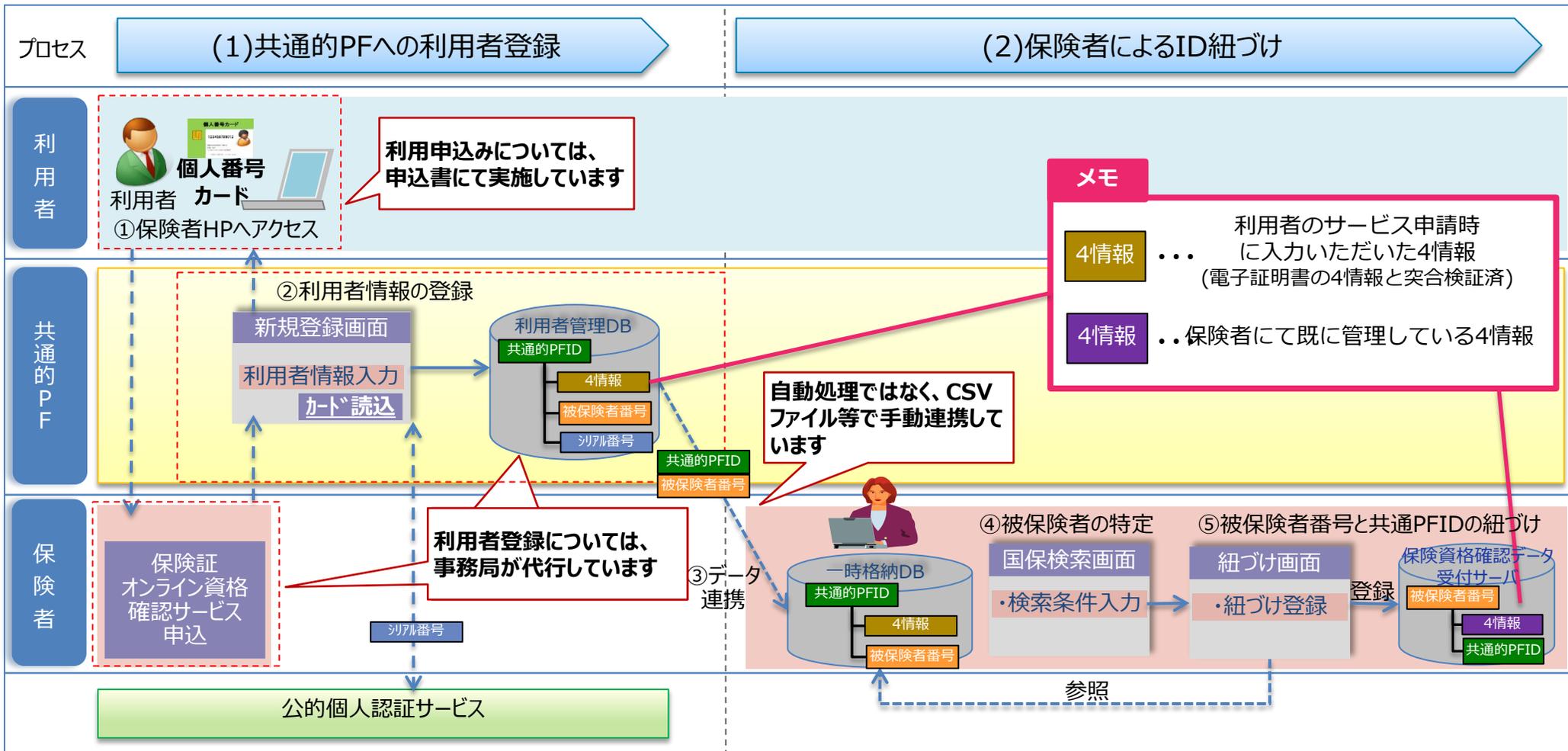
4-7. 処方箋情報の確認を実現する上で発生する作業（案）

主体	初期作業			定常作業（年間）		
	項番	作業項目	作業内容等	項番	作業項目	作業内容等
共通のPF (医療分野)	1-1	プラットフォーム開発	JPKIと接続し、JPKIを利用したオンラインでの処方箋情報の照会を提供する共通のPFの開発	1-2	プラットフォーム保守	共通のPFの維持管理
	-	-	-	1-3	JPKI利用料	共通のPFの事業者がJ-LISへ払うJPKIの利用料
ゆけむり医療 ネット (検証者)	-	-	-	2-4	共通のPF（医療分野） 利用料	ゆけむり医療ネットが支払う共通のPFの利用料
	2-1	署名検証者認定申請	地域医療ネット事務局が署名検証者の認定を取得するためにJ-LISに行う申請	2-5	署名検証者認定基準の 維持	署名検証者としての認定基準を維持するのに必要な対応（認定の更新、報告対応等）
	2-2	JPKI処方箋情報の照会サービス申込サイト構築	利用者から処方箋情報の照会の利用者登録申請を受け付け、共通のPFと連携する機能を具備したサイトの構築	2-6	処方箋情報申込サイト保 守	JPKI処方箋情報の照会申込サイトの維持管理
	2-3	共通のPFとの接続ネットワークの改修	ゆけむり医療ネットのネットワーク（医療情報ネットワーク）から共通のPFとの接続のためのネットワーク変更	-	-	-
医療機関	3-1	JPKI対応処方箋情報の照会端末改修	医療機関が処方箋情報の照会を実施するためのJPKI対応端末の改修	3-2	JPKI対応処方箋情報照 会端末保守	端末の維持管理
	-	-	-	3-3	処方箋情報登録等	処方箋情報の登録・運用に関する作業
利用者	4-1	利用者登録申請	利用者がオンラインでの保険証資格サービスを利用するために行う申請	-	-	-



参考 1 . JPKIを活用したオンライン保険証資格確認、クレジット決済実証 (山形県酒田市、鶴岡市)

- 利用者はサービスを使用する事前処理として、共通のPFへの利用者登録が必要となります。但し、本実証においては利用者による共通のPFを利用した利用者登録申請は実施せず、申込書に基づき事務局（プロジェクトチーム）が登録しています。
- 利用者登録後、保険者が管理する国保システムの被保険者番号と共通のPFIDの紐づけを行います。



- まず、利用者より申請された被保険者番号等の情報を検索キーとして保険者が管理している被保険者DBの検索を行います。検索結果が出力された場合、同定処理がなされたとみなします。
- 対象者を選択後、入力画面にて保険者が管理する国保システムの被保険者番号と共通的PFIDの紐づけを行います。

被保険者番号

共通的PFID

(2) 保険者によるID紐づけ

被保険者の特定

被保険者番号と共通的PFIDの紐づけ

利用者検索・一覧画面

氏名(漢字): (前方一致検索です)

氏名(カナ): (前方一致検索です)

生年月日: 年 月 日

性別: 男性 女性 不詳 全て

住所: (前方一致検索です) ※郵便番号にて住所を検索します

保険資格番号:

ゆけむり医療ネットID:

被保険者番号 **4情報**

検索条件数 1 件中 1~1 件を表示しています。

保険資格	氏名(漢字)	氏名(カナ)	生年月日	性別	住所
● 1234567	別府 次郎	ベップ ジロウ	1960年04月01日	男性	大分県別府市上野口町1番15号

① 利用者の申請情報を基に保険者が検索条件を入力します

② 申請情報された利用者と同一人物である被保険者を特定します

利用者情報登録-入力画面

登録する利用者の情報を入力してください。

被保険者番号 **共通的PFID**

保険資格番号	保険資格紐付け番号
1234567	002044

登録サービス:

氏名(漢字): 別府 次郎

氏名(カナ): ベップ ジロウ

生年月日: 1960 (昭和35) 年 4 月 1 日

性別: 男性 女性 不詳

郵便番号: 874 - 0905 ※郵便番号にて住所を検索します

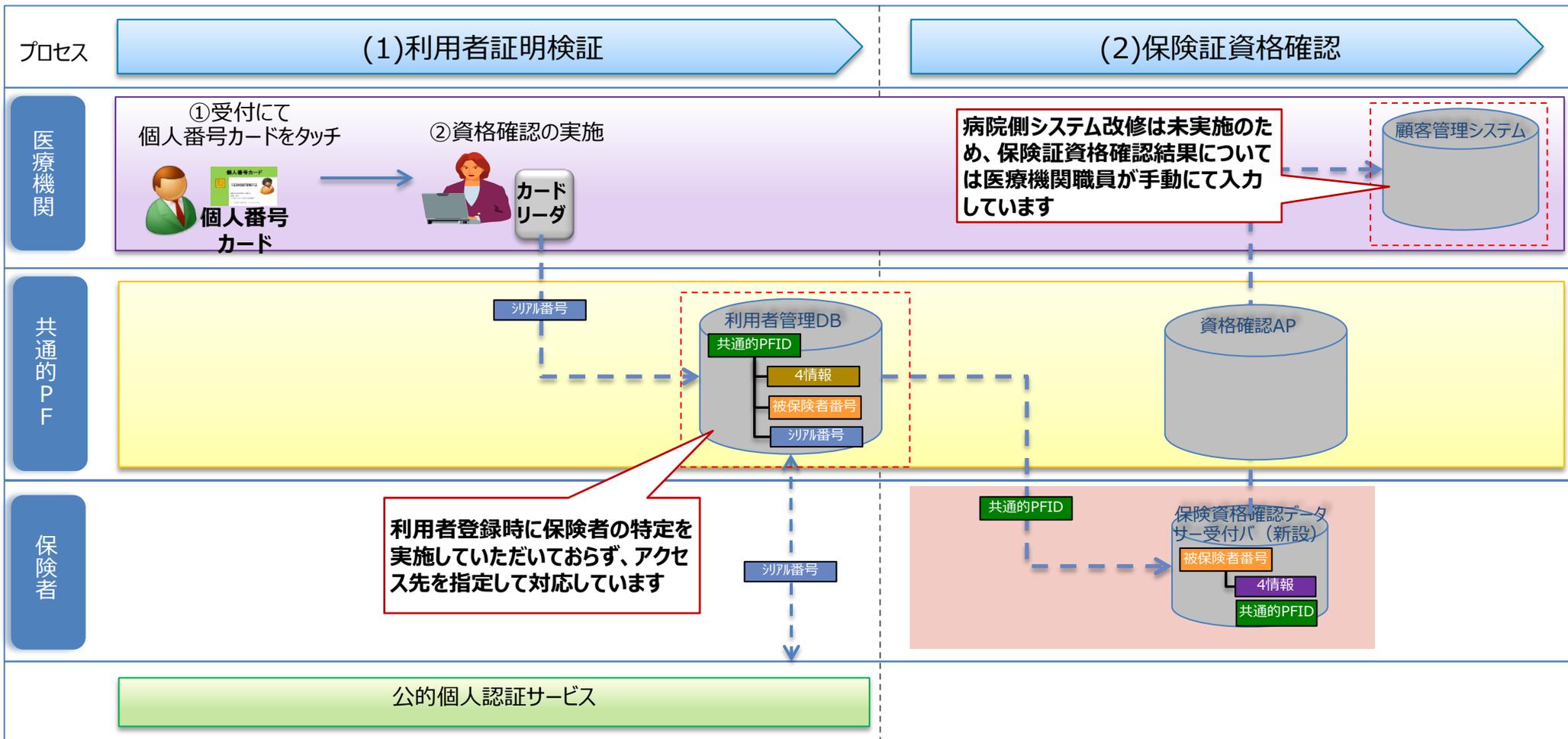
住所: 大分県別府市上野口町1番15号

建物名:

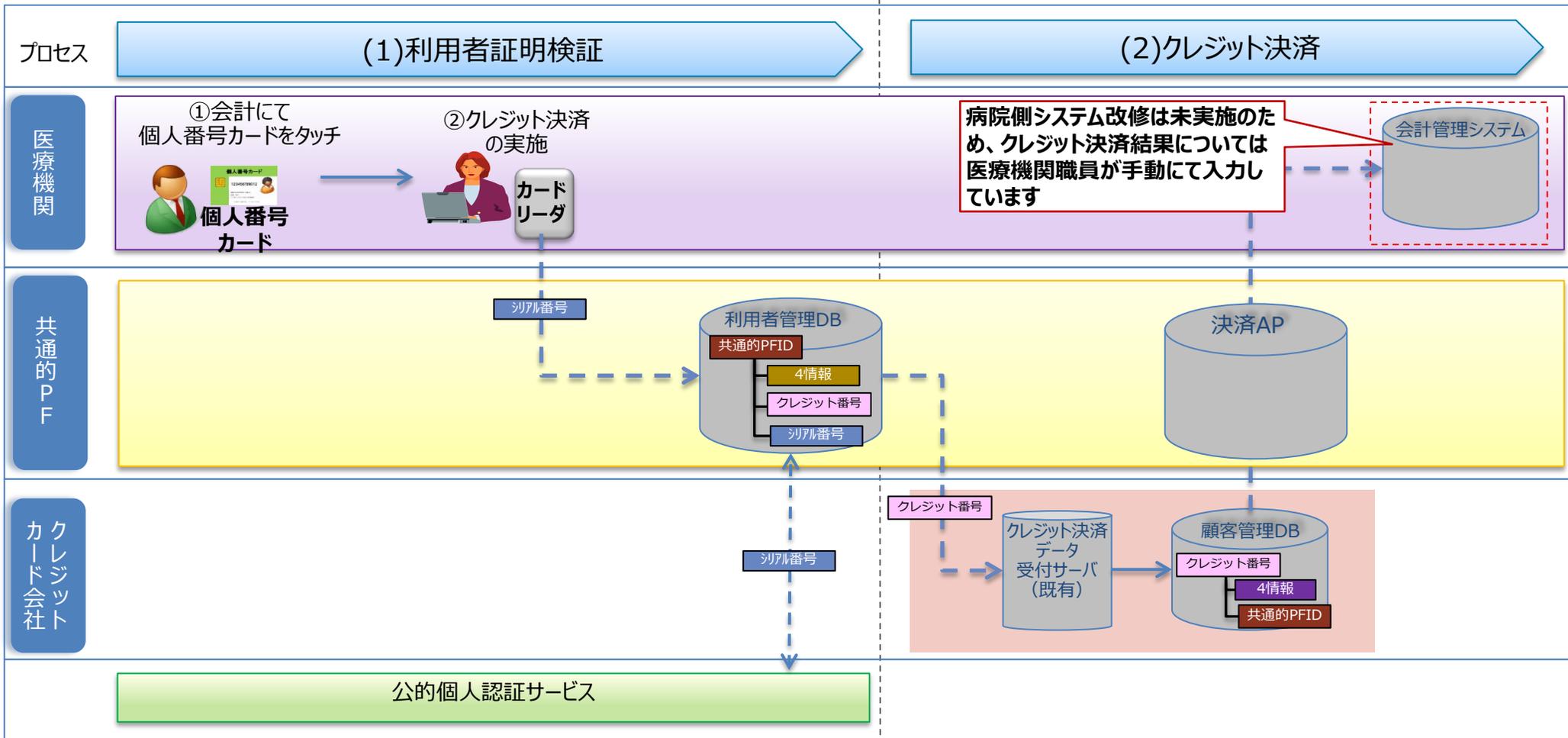
③ 保険者が被保険者番号と共通的PFIDの紐づけを行います。(共通的PFIDは自動的に出力)

④ 申請情報と保険者が管理している被保険者情報が異なる場合、必要に応じて情報を修正します。

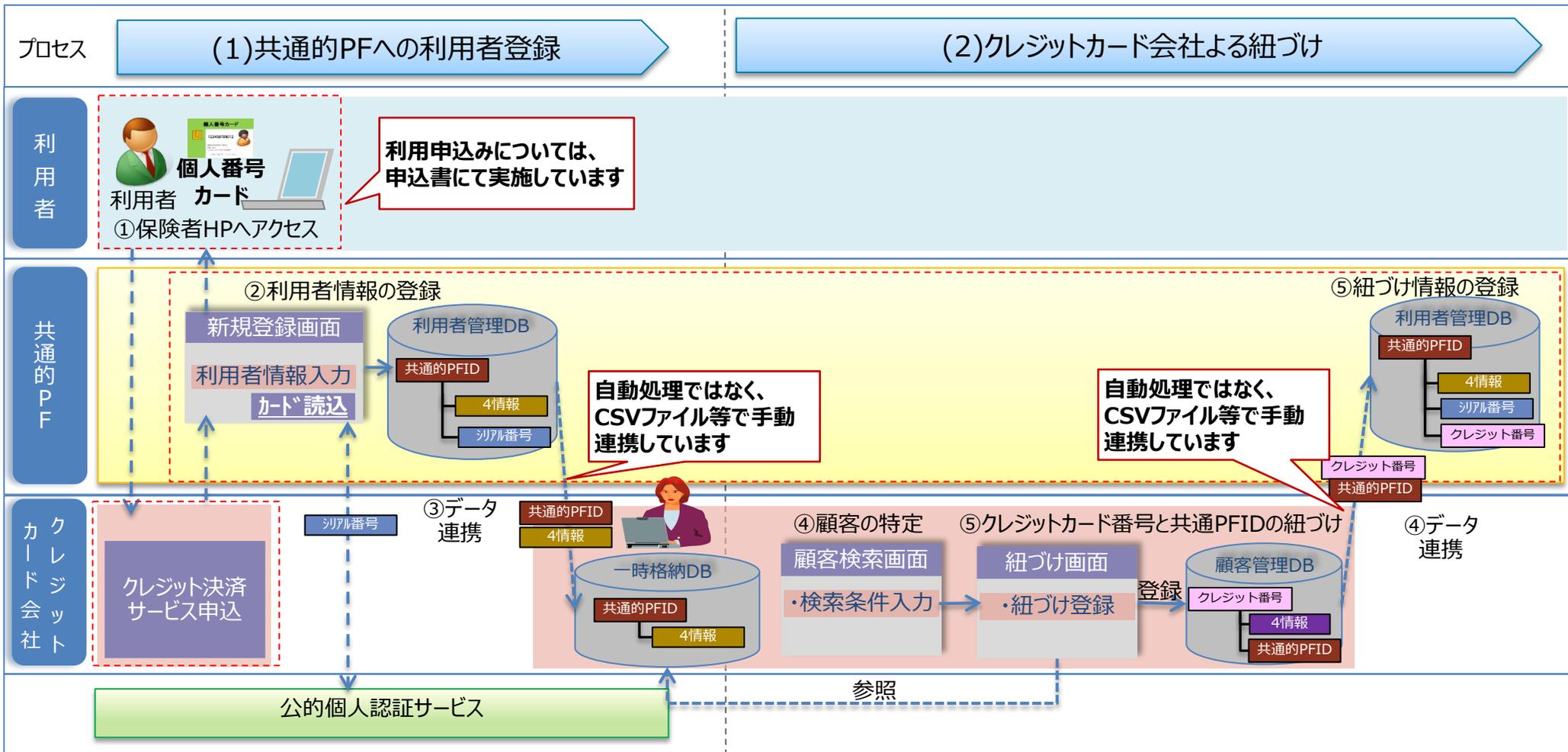
- 利用者は医療機関にて個人番号カードをカードリーダーにタッチするのみで保険証資格確認が実施できます。
- システム対応としては共通のPFにて利用者証明検証後に保険証資格確認を行います。



- 利用者は医療機関にて個人番号カードをカードリーダーにタッチするのみでクレジット決済が実施できます。
- システム対応としては共通のPFにて利用者証明検証後にクレジット決済を行います。



- 利用者はサービスを使用する事前処理として、共通のPFへの利用者登録が必要となります。但し、本実証においては利用者による共通のPFを利用した利用者登録申請は実施せず、申込書に基づき事務局（プロジェクトチーム）が登録しています。
- 利用者登録後、クレジットカード会社が管理するクレジット番号シリアル番号の紐づけを行います。





参考 2. JPKIを活用したケーブルテレビ実証 (富山県南砺市、長野県須坂市、三重県いなべ市等)

- 利用者はサービスの利用にあたり、共通のPF (CATV分野) への利用者登録を行います。
- 共通のPF (CATV分野) にて発行したケーブルIDをCATV事業者の顧客管理システムに紐づけます。(システムにて自動対応)

プロセス (1) CATV共通のPFへの登録 (2) CATV事業者の顧客管理システムにケーブルIDを紐づけ

利用者
個人番号
利用者カード

CATV事業者

共通のPF
(CATV分野)

サービス
事業者

公的個人認証サービス

顧客管理システム
契約者ID(世帯)
ケーブルID
利用者情報

施設予約の結果や課金情報等を共通のPFより受領する必要があります。但し、本実証ではCATV事業者の顧客管理システムとの連携は机上検討に留めております

① CATV事業者HPへアクセス

CATVトップ
・利用者登録
・ログイン

② 利用者情報の登録

新規登録画面
利用者情報入力
カード読込

利用者管理DB
契約者ID(世帯)
ケーブルID
署名用シリアル
利用者証明用シリアル

③ データ連携

ケーブルID

署名用シリアル

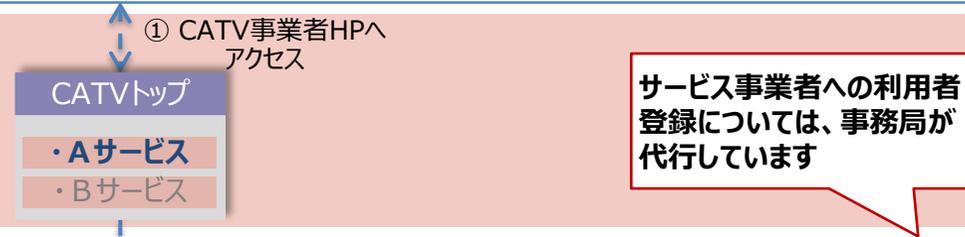
- 利用者は、共通のPF(CATV分野)に利用登録後に各種サービスの申込を行います。
- システム連携を実現するために、サービス事業者側のユーザDBにはケーブルIDの登録を行います。(システムにて自動対応)

プロセス (3)各種サービスの申込フロー

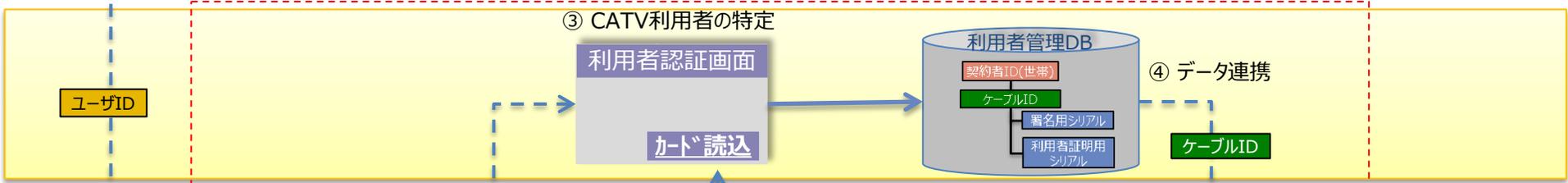
利用者



CATV事業者



共通のPF (CATV分野)



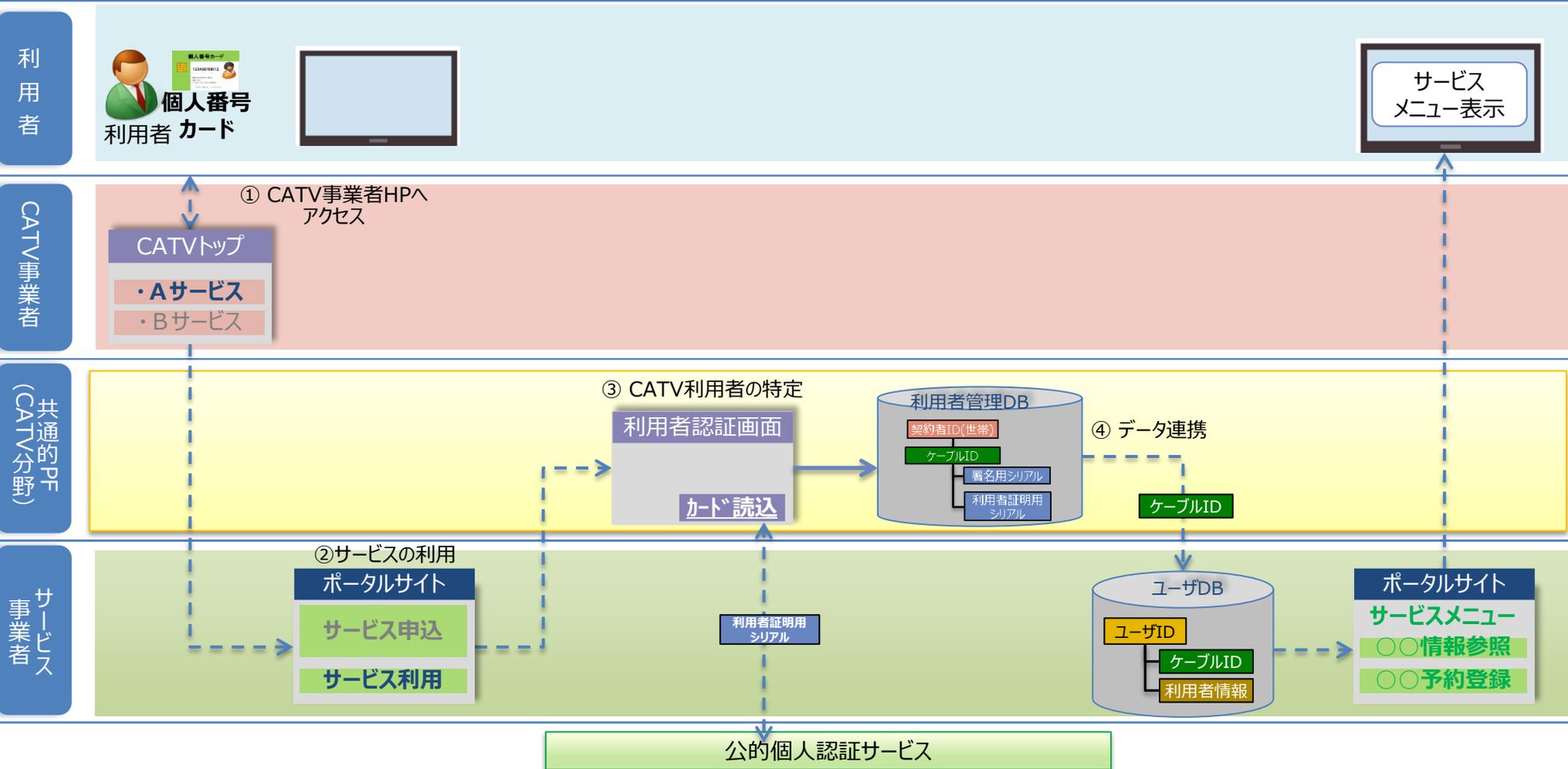
サービス事業者



公的個人認証サービス

- 共通のPF（CATV分野）を利用した利用者認証を行い、サービスの利用が可能となります。

プロセス (4) 利用者認証に基づく各種サービスの提供





参考3. JPKIを活用したワンストップサービス実証

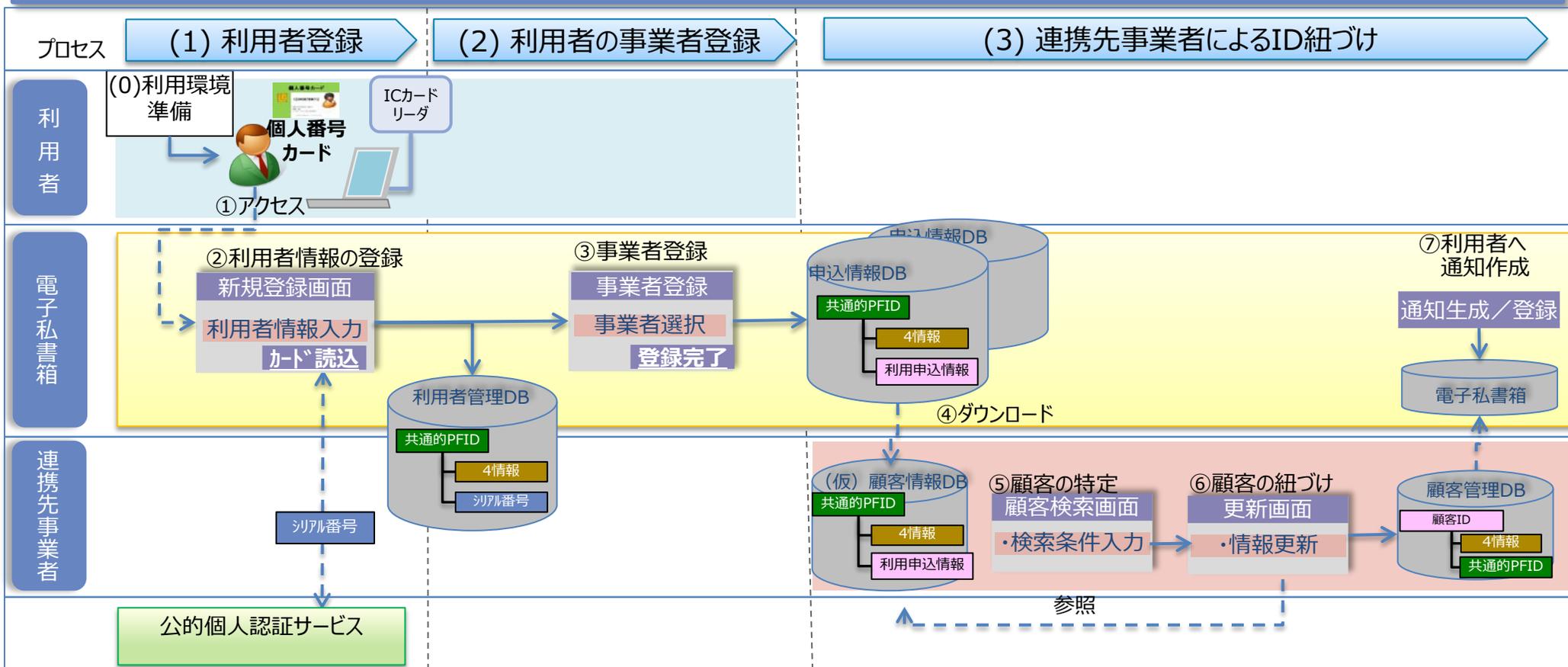
参考3-1. 電子私書箱への利用者登録のフロー（利用者：初回1回）

【新規申込みの場合】

- 電子私書箱サービスをはじめて利用する場合は、利用者は事前処理として、利用申込が必要となります。
- 利用者登録後、連携先事業者が管理するお客様データと電子私書箱利用者との紐づけを行います。

【既に登録済みのデジタル郵便サービス利用者】

- すでにデジタル郵便に登録済みで、かつ、その連携先事業者からのメッセージ受取りを申請済みの利用者は、個人番号カード利用の登録のみ(利用者情報更新)を行います。
- 連携先事業者は、既に紐付け済みのため、処理は発生しません。（下図の④以降の処理なし）



- 引越しによる電子署名の失効をトリガーに、通知を希望した利用者には、住所変更等の手続の必要がある旨の案内が送られます。

プロセス

(1) 失効者の抽出

(2) 案内通知

利用者

④案内受取り

<携帯メール>
From：私書箱サービスシステムからの重要なお知らせがあります。
ログイン願います。
.....

電子私書箱

①失効情報の取得依頼

②対象者抽出

③案内文生成・通知

利用者管理DB

失効者情報

列別番号

失効者情報

公的個人認証サービス

参考3-3. 住所変更手続きのフロー（利用者：引越し時毎）

- 利用者が指定した連携先事業者へ住所変更の届出を一括して行う手続きです。
- 連携先事業者は、完了の旨を個人宛の私書箱を用いて、利用者へ回答します。

プロセス (1) 住所変更届

(2) 事業者での住所変更処理

利用者



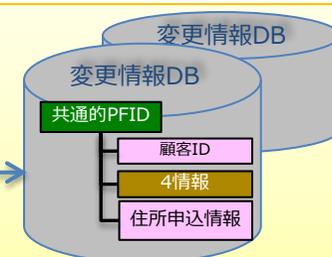
電子私書箱

①個人番号カードでログイン

②住所変更届



住所申込情報



ダウンロード

電子私書箱

⑦通知
通知生成/登録

連携先事業者

シリアル番号

変更情報受付DB

⑤顧客の特定
顧客検索画面
・検索条件入力

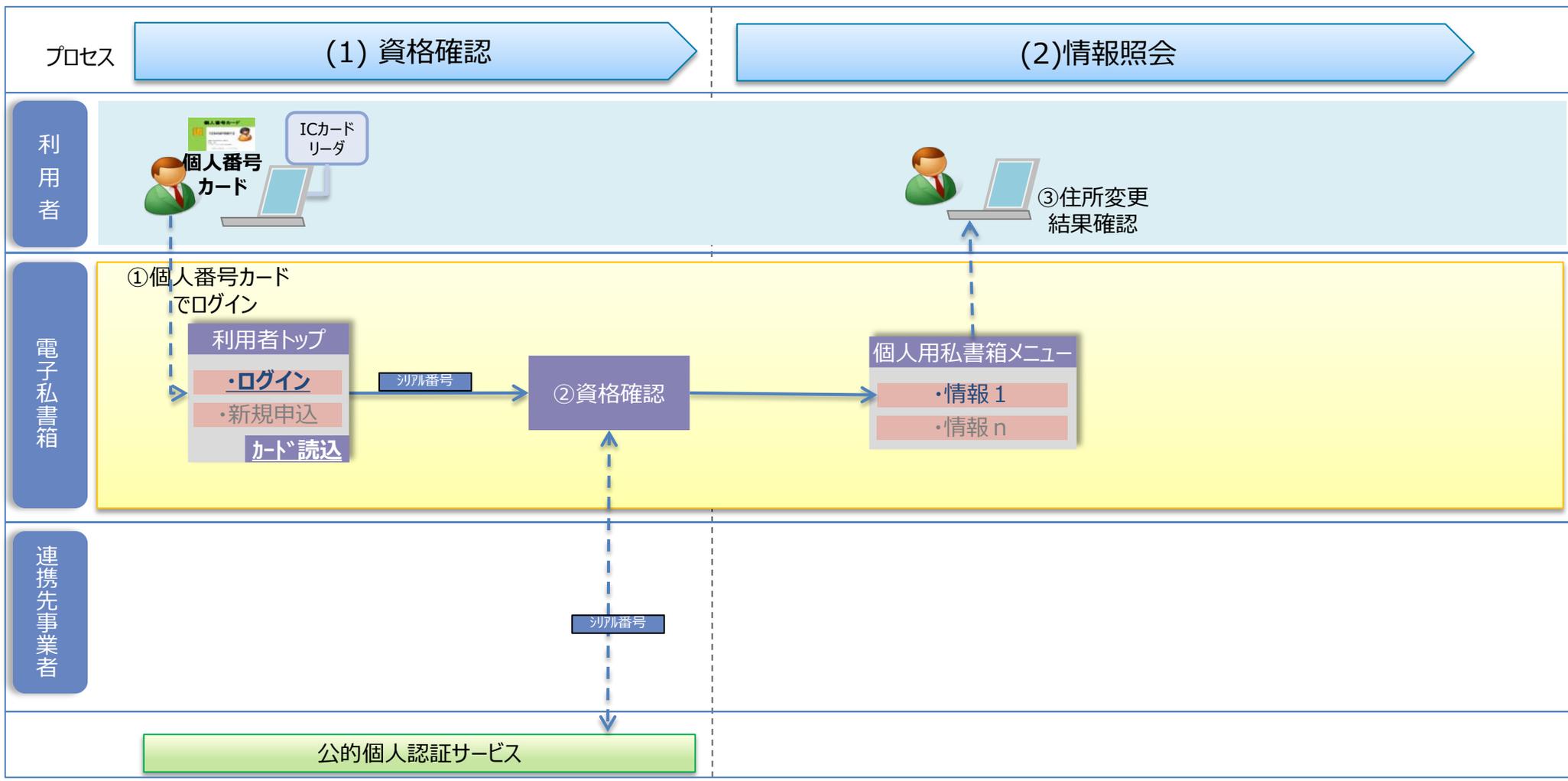
⑥住所変更
更新画面
・情報更新

登録



公的個人認証サービス

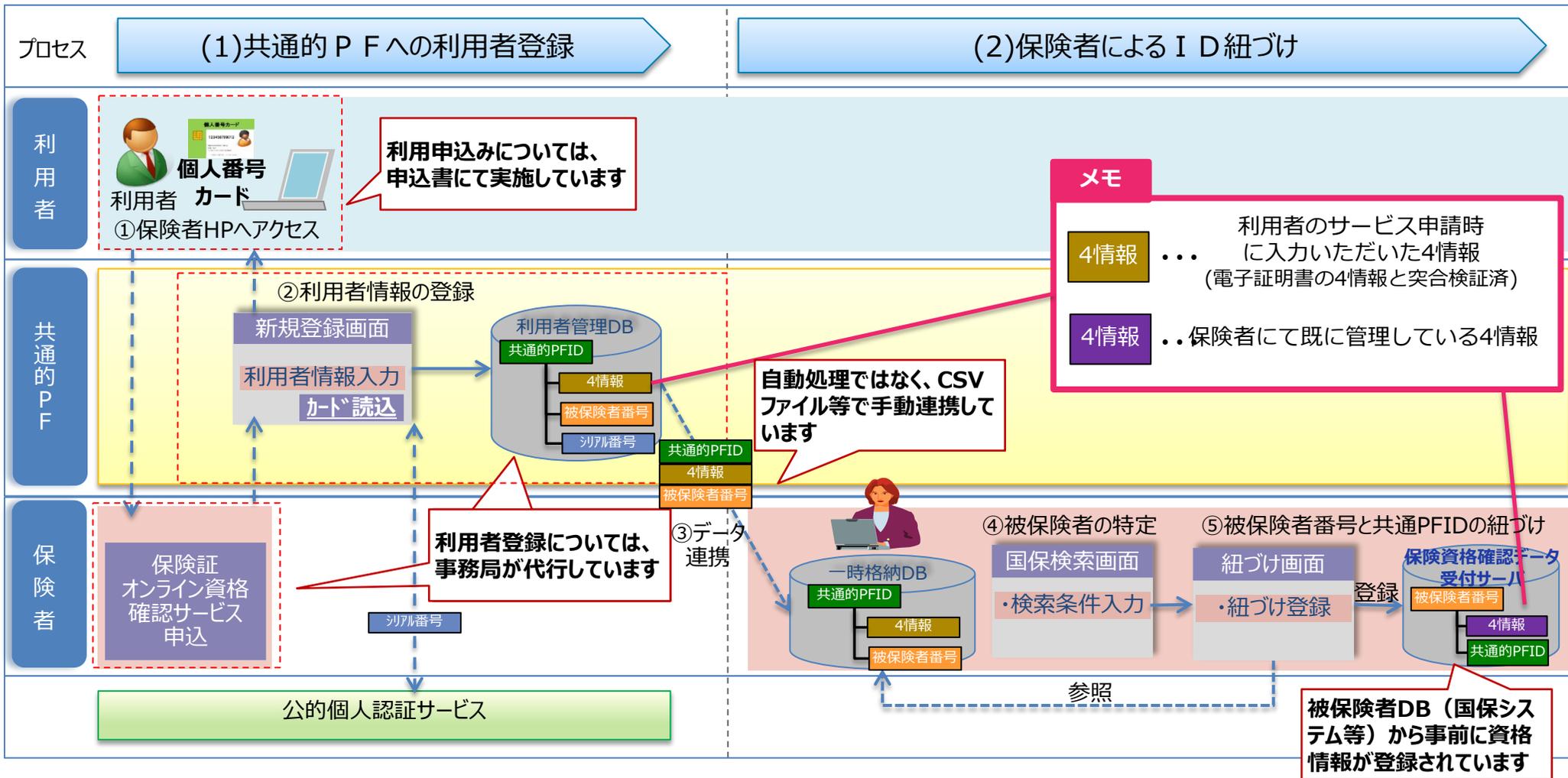
- 住所変更届の各事業者での処理結果を、照会することができます。



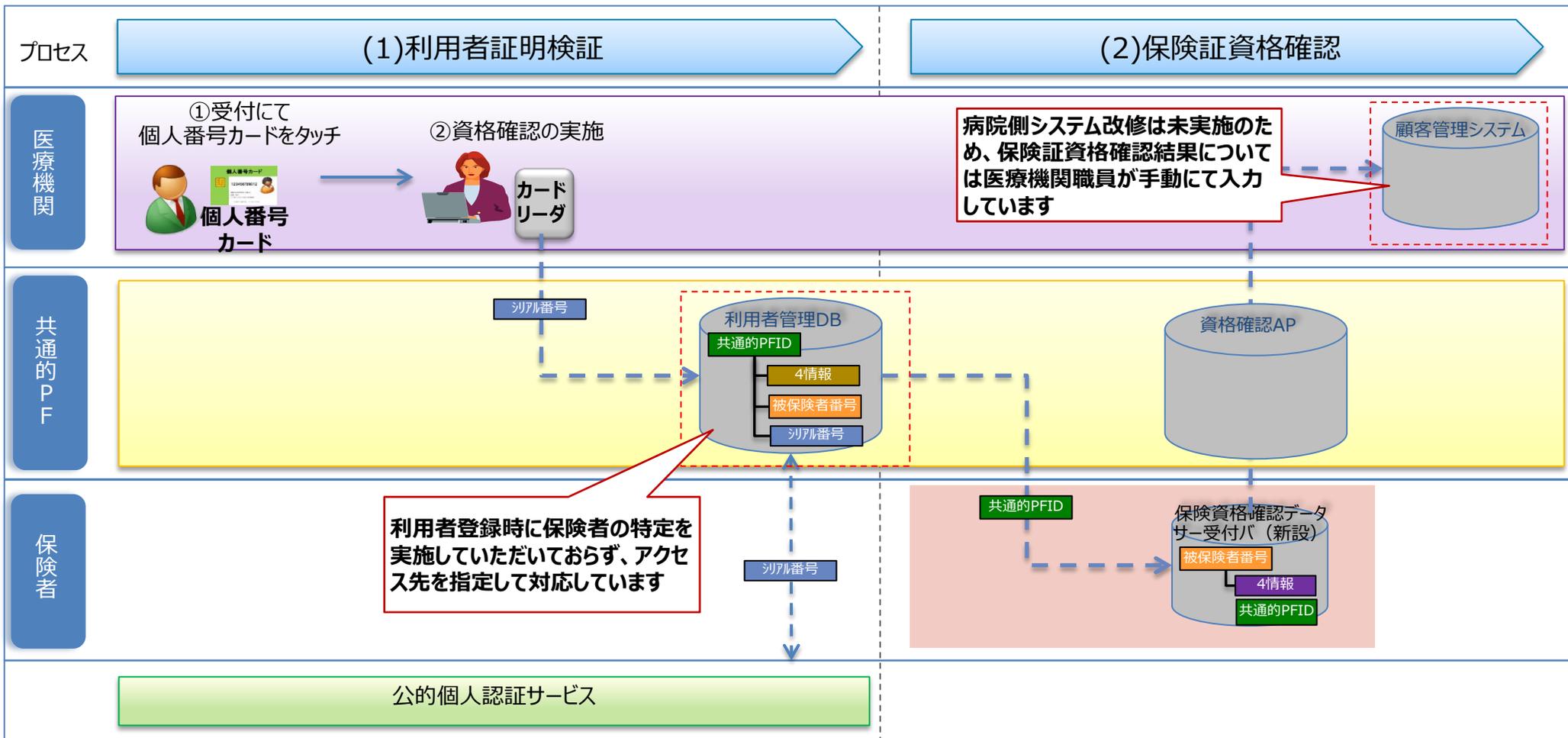


参考4. JPKIを活用したオンライン保険証資格確認、処方箋確認実証（大分県別府市）

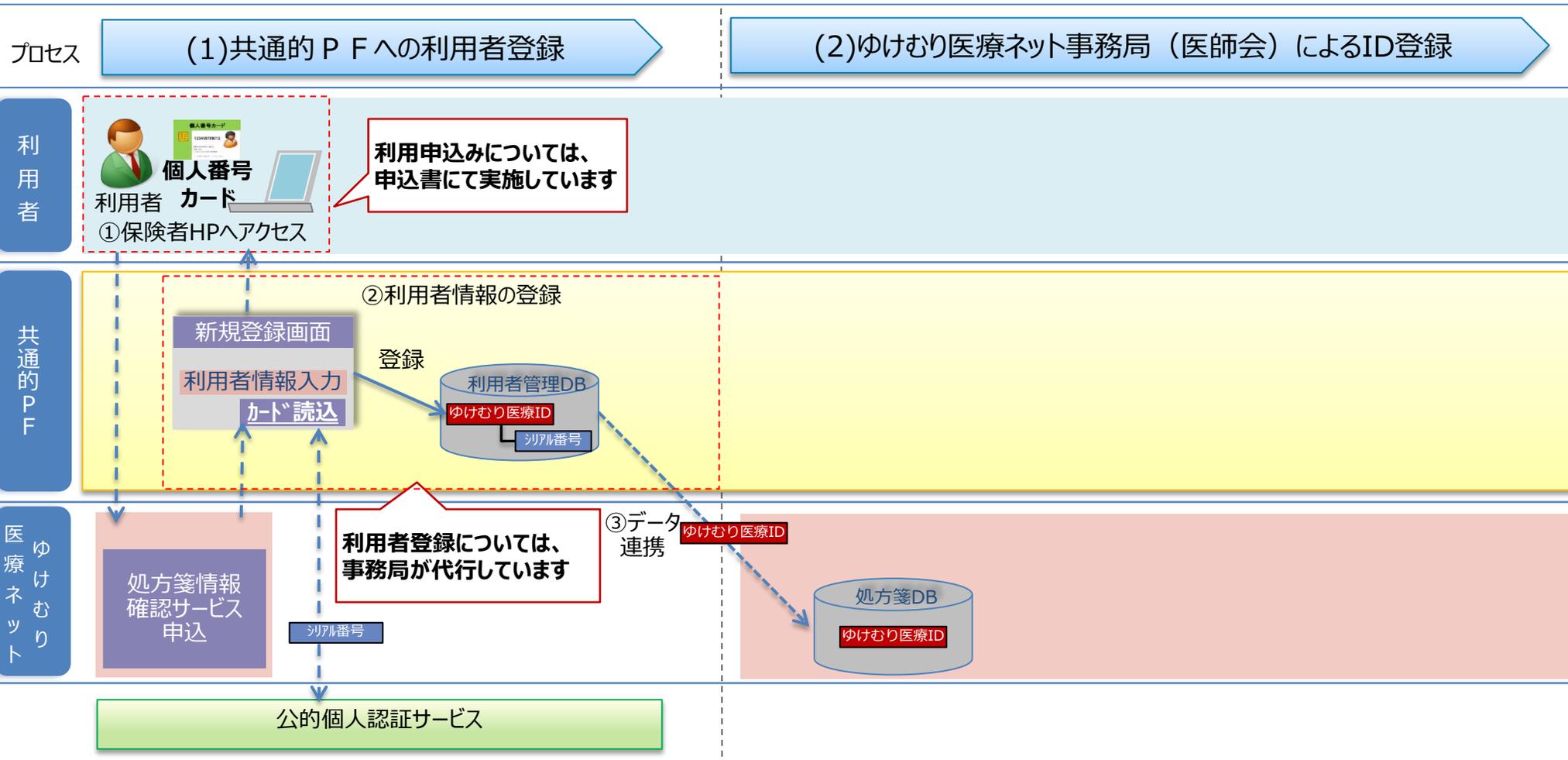
- 利用者はサービスを使用する事前処理として、共通のPFへの利用者登録が必要となります。但し、本実証においては利用者による共通のPFを利用した利用者登録申請は実施せず、申込書に基づき事務局（プロジェクトチーム）が登録しています。
- 利用者登録後、保険者が管理する国保システムの被保険者番号と共通のPF IDの紐づけを行います。



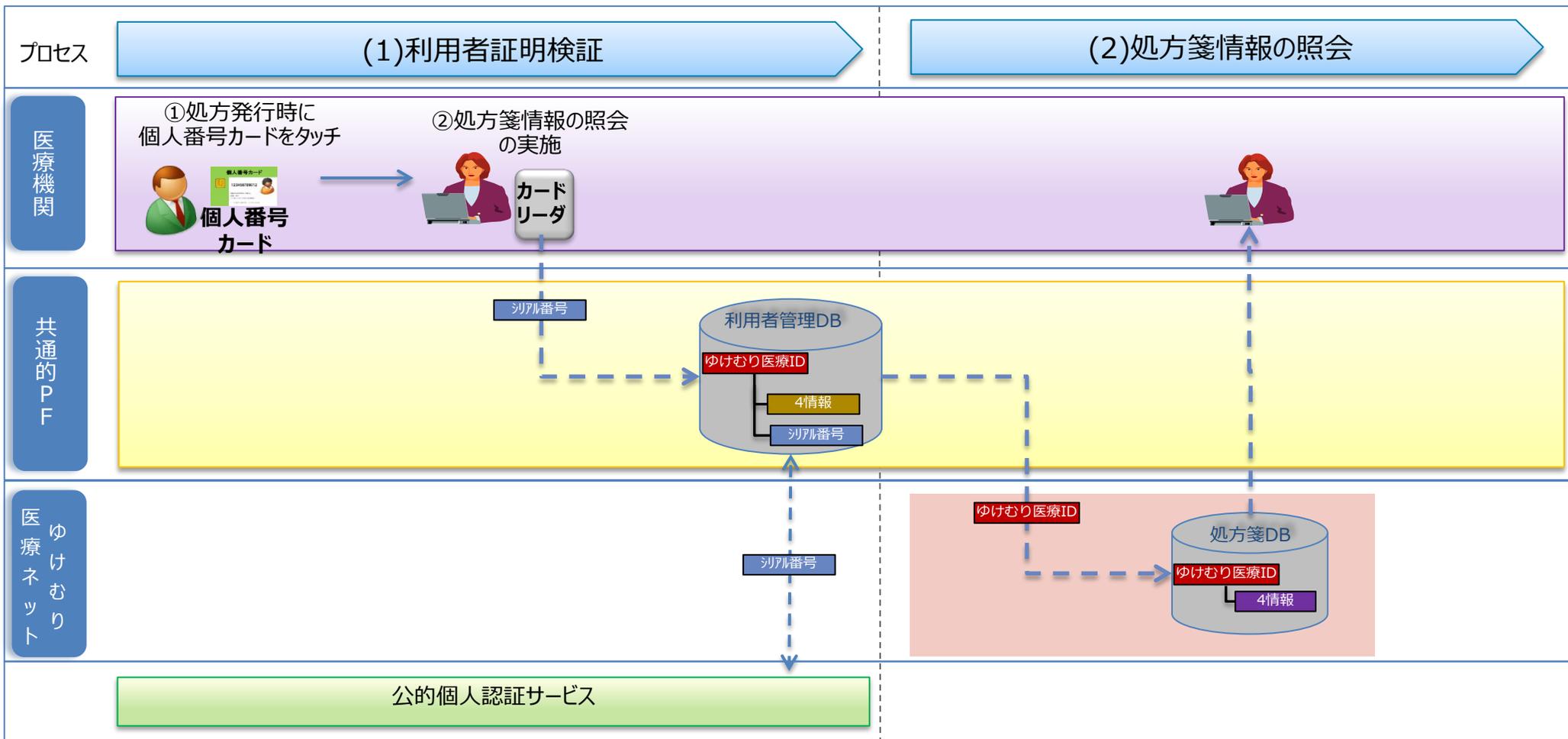
- 利用者は医療機関にて個人番号カードをカードリーダーにタッチするのみで保険証資格確認が実施できます。
- システム対応としては共通の P F にて利用者証明検証後に保険証資格確認を行います。



- 利用者はサービスを使用する事前処理として、共通の P F への利用者登録が必要となります。但し、本実証においては利用者による共通の P F を利用した利用者登録申請は実施せず、申込書に基づき事務局が登録しています。
- 登録後、ゆけむり医療ネット事務局が管理する処方箋システムのゆけむり医療 I D との紐づけを行います。



- 医療機関にて個人番号カードをカードリーダーにタッチして処方箋情報の確認が実施できます。
- システム対応としては共通的 P F にて利用者証明検証後に処方箋情報の確認を行います。





別紙.

保険証資格確認結果画面

保険資格確認結果を表示します。

被保険者情報	
被保険者氏名 (漢字)	日本海 太郎
被保険者氏名 (カナ)	ニホンカイ タロウ
生年月日	1924年04月01日
性別	1:男
保険資格情報	
保険者番号	
被保険者記号番号	記号: 00 番号: 12345678
本人家族区分	1:本人
保険種別	国民健康保険
負担割合	
資格取得年月日	2014年10月02日
交付年月日	2014年10月02日
有効年月日	2014年10月02日
その他情報	
保険者区分	
適用区分	
限度回数	
長期入院該当年月日	

PC 端末にて対応

決済金額入力画面

売上
下記の情報を入力の上、「次へ」ボタンを押してください。

金額 円

商品コード 420

支払方法 一括 >

< 戻る 次へ >

携帯端末 (スマートフォン) にて対応

作業とコストを検討する上で確認が必要な事項について以下に示します。

項番	項目	論点	確認事項
1	技術関連	カード利用上のセキュリティ条件	様々なデバイスでの利用を展開するにあたり、リーダライタを搭載してリモコンやスマートフォンを利用して公的個人認証サービスを利用する場合、カードに対するコマンドの保存管理や、伝送路の暗号化などのセキュリティ条件を明らかにすることが必要です。
2	制度関連	署名検証者、代行検証者の認定基準、認定手続きなどの作業項目	本人確認や資格確認における署名検証者、および代行検証者がどのような認定基準を取得する必要があるのか、認定および継続的な監査に必要となる手続き、必要な資料作成や申請手続きを確認し、各事業者の作業項目を明らかにすることが必要です。
3		資格確認を利用する上での制約	未成年も含むサービス展開を行う場合など、署名用証明書を利用せず、利用者証明書だけを利用することが可能か、サービスへの利用者登録時に署名用証明書を利用しなければならない等、どのような制約があるか確認し、システムや作業にどのような影響があるか明らかにすることが必要です。
4		クラウド環境での実現上の制約	署名検証者や検証代行者やPINなし認証が可能な特定機関が、パブリッククラウドのような環境で仕組みを構築しても良いのか、事業者の判断に任されるのか、認定や監査の関係から制約が生じるのか確認が必要です。

アンケートとヒアリングを通して、利用者・事業者にメリットがあり、利用したいと感じるか、操作性や運用作業の観点から実証システムや運用方式に改善点がないかを調査し、作業とコストへのフィードバックおよび、報告書の検証結果及および商用化にむけた今後の課題についてまとめます

(1) 利用者に対するアンケートのポイント

- ① 利用者属性の確認 年齢層、よく利用するサービス、体験した実証サービスなど
集計・傾向分析に必要な情報を収集します
- ② サービスの効果の確認 利便性や性能など公的個人認証を利用したサービスがどの程度
便利、利用したいと感じたか、また操作性について調査します
- ③ 安全性に関する意識調査 個人番号カード（模擬）をタッチする利用方法に対する操作感*や
各サービスにおけるPINの要否に関する認識の調査
（*…個人番号カードを預けることに対する意識の調査）

(2) 事業者に対するヒアリングのポイント

- ① サービスの効果の確認 事業者においた想定したメリットについて現状の課題の確認、
公的個人認証 サービスを利用することによる改善効果を調査します。
（作業削減や費用軽減、利用者サービスの強化）
操作性や今後の利用を希望するかについて調査します。
- ② 安全性に関する意識調査 （利用者同様の内容を事業者の観点からの調査します）
- ③ 運用に関する課題確認 フィールド実証の実施手順で運用した際の問題点について調査します。

アンケートとヒアリングの例について以下に示します。

(1) 利用者に対するアンケートの質問例

① 利用者属性の確認 (質問例)

【問1】あなたご自身のことについてお聞きます。該当するものに○をつけてください。

1. 年代 a. ~19歳 b. 20~29歳 c. 30~39歳 …… g. 70~74歳 h. 75歳以上
 2. インターネット等の使用頻度 a. 毎日利用する b. よく利用する c. たまに利用する d. あまり利用しない e. 利用しない

② サービスの効果の確認 (質問例)

【問2】今回は保険証の資格確認で1回タッチ、お支払いの時に1回タッチしていただきました。

- (1) 1枚のカードで保険証の資格確認と支払ができるのは便利だと思いませんか？
 a. 便利だと思う b. やや便利だと思う c. どちらとも言えない d. やや不便だと思う e. 不便だと思う
- (2) 将来、1枚のI Cカードで、利用できるサービスとして、望まれるのはどのようなサービスですか？【複数回答可】
 ・公共サービス：a. 自治体の施設予約 b. e-TAX (税金の電子的な支払い)
 ・医療サービス：c. 保険証 d. 診察券 e. 電子処方箋 f. 電子お薬手帳
 ・金融サービス：g. クレジットカード h. キャッシュカード i. 生命保険
 ・民間サービス：j. ポイントサービス k. 会員券 l. ケーブルテレビ、 その他 ()

③ 安全性に関する意識調査 (質問例)

【問3】クレジットカードでのお支払についてお聞きます。現在の受診料支払いは、窓口でクレジットカードを提示し、窓口の職員の方がカードを扱っています。本実証では、窓口端末にタッチするだけで支払をすることができました。

- (1) ご自身が、窓口のI Cカードリーダーにタッチするだけで、支払できることは、どのように思われますか？
 a. カードをかざすだけで今までよりも簡単 b. カードを病院に渡さないのが安心
 c. タッチするだけで待ち時間が少なくなる e. その他 ()
- (2) 今回のカードには住所、氏名、生年月日などが記載されていますが、支払の時に、カードを病院や店舗に渡す必要がある場合、どのように思いますか？
 a. カードの取り扱いを任せることができて良い
 b. カードを渡すのは抵抗がある
 c. どちらともいえない
- (3) 支払には暗証番号の入力が必要だと思いますが
 a. 暗証番号を入れないですむので便利
 b. 低額であれば暗証番号はないほうが使いやすい
 c. 暗証番号を入れないのは不安
 d. その他 ()

(2) 事業者に対するヒアリングの質問例

① サービスの効果の確認 (質問例)

Q1 【ワンカード化のメリットに関する質問】

本実証では保険資格確認とクレジット支払のワンカード化を実施した利用者利便性が狙いですが、病院様 (事業者) としてどのように考えますか。

- ・ メリットを感じると思えますか。たとえばクレジット利用が増えることで、所持金 不足による料金回収漏れ/回収の手間が削減されるなどのメリットがありますか。
- ・ メリットをあまり感じないとするとなぜですか。たとえばクレジットと保険証の組み合わせではメリットがないが、どのようなカードとの組み合わせが良いと思えますか。

【ワンカード化による実証でのメリット】 ()
 【ワンカード化でメリットを感じられない理由/メリットを得るための方法】 ()

② 安全性に関する意識調査 (質問例)

Q2 【患者自身による個人番号カードの操作】

資格確認時に医療機関に番号カードを渡さず、患者自身により個人番号をカードリーダーにタッチさせる操作についてお伺いします。

- Q2-1
 今回の実証で利用したカードのように、住所、氏名、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードを取り扱うことに抵抗がありますか、逆にカードを利用者から預からずに処理することに抵抗がありますか。その理由を教えてください。

③ 運用に関する課題確認 (質問例)

Q3-1 クレジット決済を行う際に、カードを受け取らずに患者自身がカードリーダーに操作させることが必要となった場合、この方法について、どのように思いますか。

- A: 個人番号カードを患者自身で操作する方法で問題ない
- B: どちらでも良い
- C: 従来のクレジット決済どおり、個人番号カードを医療機関が受け取り、操作する方法とすべし
- D: その他 ()

Q3-2 上記質問で「C: 従来どおり、個人番号カードを医療機関が受け取り、操作する方が良い」と回答された場合その理由は何でしょうか。また、運用上の問題などありましたらお教え願います。
 (例えば、カードを受けとり券面にて本人確認を行う必要があるから、本人がかざしているか不安だから など番号情報を見ないために患者自身に操作させる運用としたことを認識した上での意見もちょう)